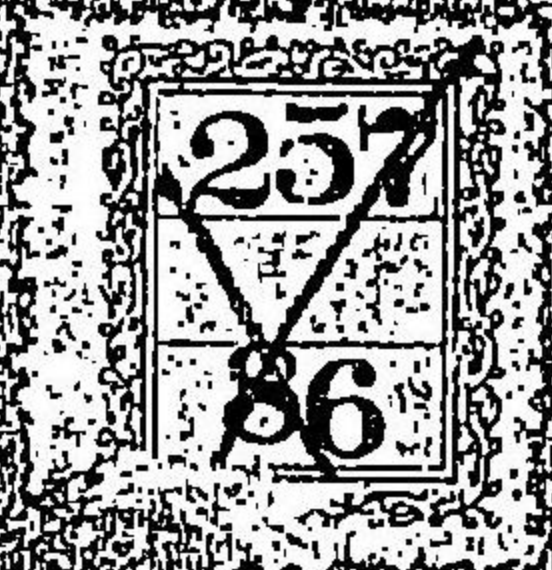


特 71

878

長野市三十七八年戦時誌



301779000-1

特71-878

長野市三十七八年戦時誌

長野県長野市役所

M40

ACB- 76





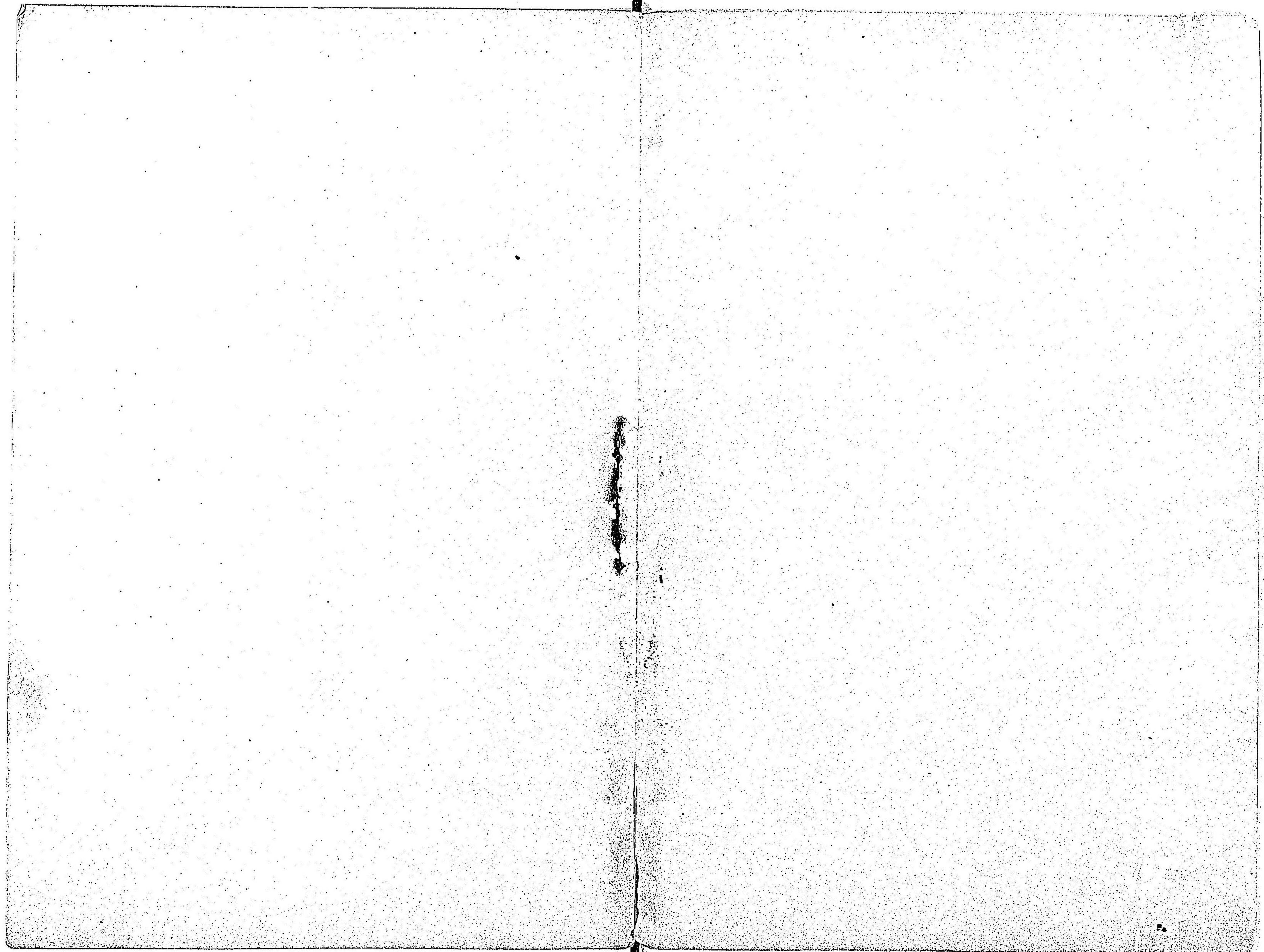
特 71

878

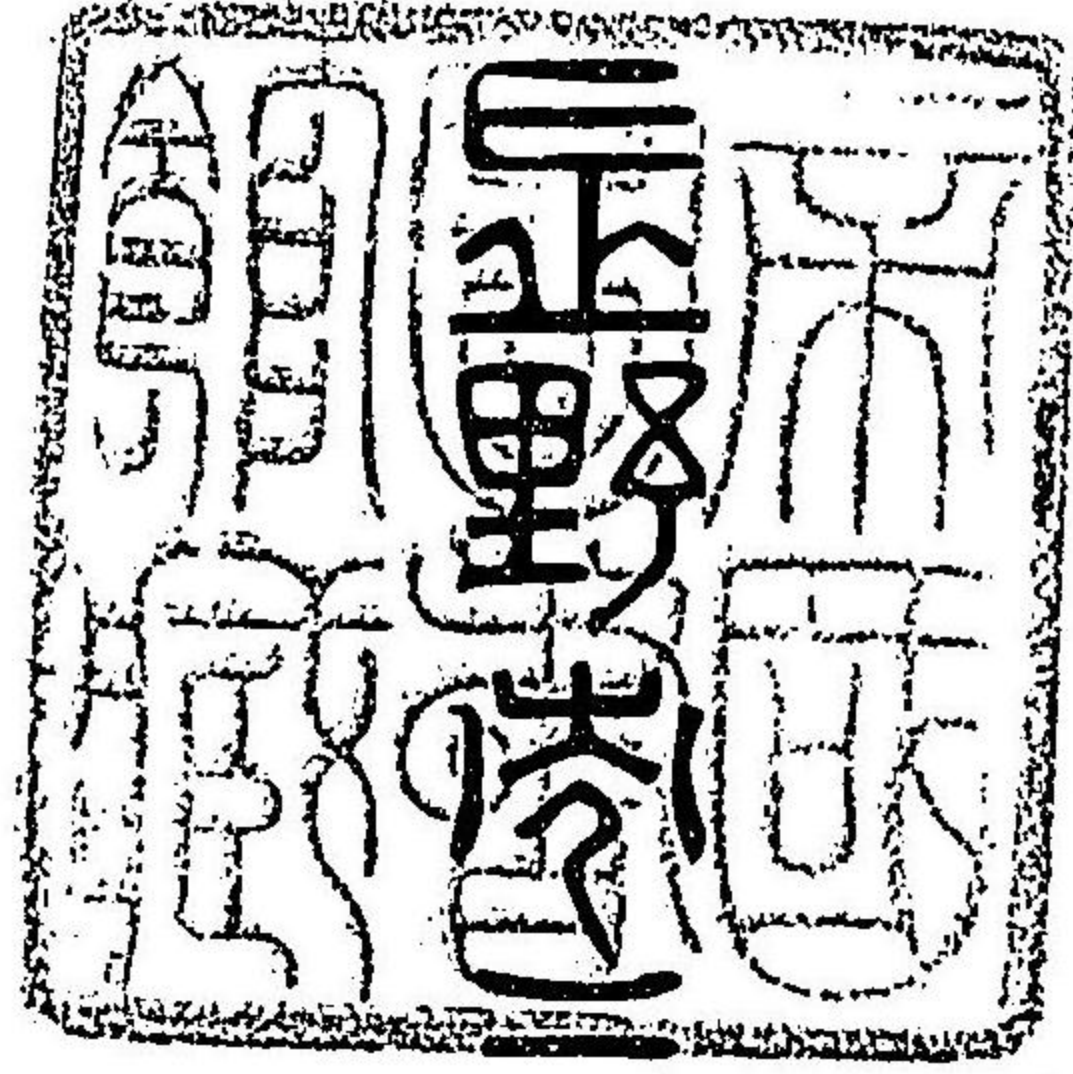
平野崗三ノ木家藏書

257  
86





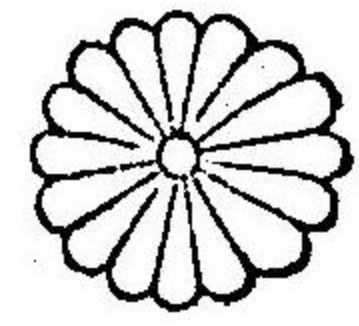




西野金剛







詔  
勅

特7/  
878



宣戰ノ詔勅

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕ガ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戦ノ事ニ從フベク朕ガ百僚有司ハ宜ク各其ノ職務ニ率ヒ其ノ權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セズシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スベキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ且暮敢テ違ハザラムコトヲ期ス朕ガ有司モ亦能ク朕ガ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年々遂フテ益々親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト鬪端ヲ開クニ至ル豈朕ガ志ナラムヤ

帝國ノ重キ韓國ノ保全ニ置ケヤ一日ノ故ニ非ス是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラズ韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレバナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ明約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラズ依然滿洲ニ占

據シ益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之レヲ併呑セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セン乎韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムベカラズ故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恆久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ亘リテ屢次折衝ヲ重ネシメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘズ曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス凡ソ露國ガ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノモ認ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レズ韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵道セラレムトス事既ニ茲ニ至ル帝國ガ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

明治三十七年二月十日

各大臣署名



講和ノ大詔

朕東洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ國交ノ要義ト爲シ夙  
夜懈ラズ以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ不幸客歲露國ト疊端ヲ啓クニ至  
ル亦寔ニ國家自衛ノ必要已ムヲ得ザルニ出ヅタリ開戦以來朕ガ陸海ノ將  
士ハ内需諸防備ニ勤メ外進攻出戦ニ勞シ萬難ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス在廷ノ  
有司帝國議會ト亦善ク其ノ職ヲ盡シテ以テ朕ガ事ヲ獎メ軍國ノ經營内外  
ノ施設其ノ緩急ヲ愆ラズ億兆克ク儉ニ克ク勤メ以テ國費ノ負擔ニ任シ以  
テ費用ノ供給ヲ豐ニシ舉國一致大業ヲ贊襄シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四  
表ニ發揚シタリ是固ヨリ我カ皇祖皇宗ノ威靈ニ賴ルト雖抑亦文武臣僚ノ  
職務ニ忠ニ億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラズムハアラズ交戦二十  
閱月帝國ノ地歩既ニ固ク帝國ノ國利既ニ伸テ朕ノ恆ニ平和ノ治ニ汲々々  
ル豈徒ニ武ヲ窮メ生民ヲシテ永ク餘燭ニ困マシムルヲ欲セムト  
露ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ビ平和ヲ重ズルニ出テ、日露兩國  
政府ニ勸告スルニ講和ノ事ヲ以テスルハ朕ハ深ク其ノ好意ヲ諒トシ大統  
領ノ忠言ヲ容レ乃チ全權委員ヲ命ジテ其ノ事ニ當ラシム爾來彼我全權ノ  
間數次會商ヲ累ネ我ノ提議スル所ニシテ始ヨリ交戦ノ目的タルモノト東

洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ露國其ノ要求ニ應ジテ以テ和好ヲ欲スルノ  
誠ヲ明ニシタリ朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ覽ルニ皆善ク朕ガ旨ニ  
副フ乃チ之ヲ嘉納批准セリ朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ上ハ以テ祖  
宗ノ靈鑒ニ對ヘ下ハ以テ丕統ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ビ汝有衆ト其ノ譽  
ヲ併ニシ永ク列國ト治平ノ慶ニ賴ラムコトヲ思フ今ヤ露國亦既ニ舊盟ヲ  
尋テ帝國ノ友邦タリ則チ善鄰ノ誼ヲ復シテ更ニ益敦厚ヲ加フルコトヲ期  
セザルベカラズ  
惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻息マズ國家内外ノ庶政ハ一日ノ懈ナカラムコト  
ヲ要ス假武ノ下益兵備ヲ修メ戰勝ノ餘愈治教ヲ張リ然シテ後始メテ能ク  
國家ノ光榮ヲ無疆ニ保テ國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スベシ勝ニ狙レテ自ラ  
裁抑スルヲ知ラズ驕怠ノ念從テ生ズルガ若キハ深ク之ヲ戒メザルベカラ  
ズ汝有衆其レ善ク朕ガ意ヲ體シ益其ノ事ヲ勤メ益其ノ業ヲ勵ミ以テ國家  
富強ノ基ヲ固クセムコトヲ期セヨ

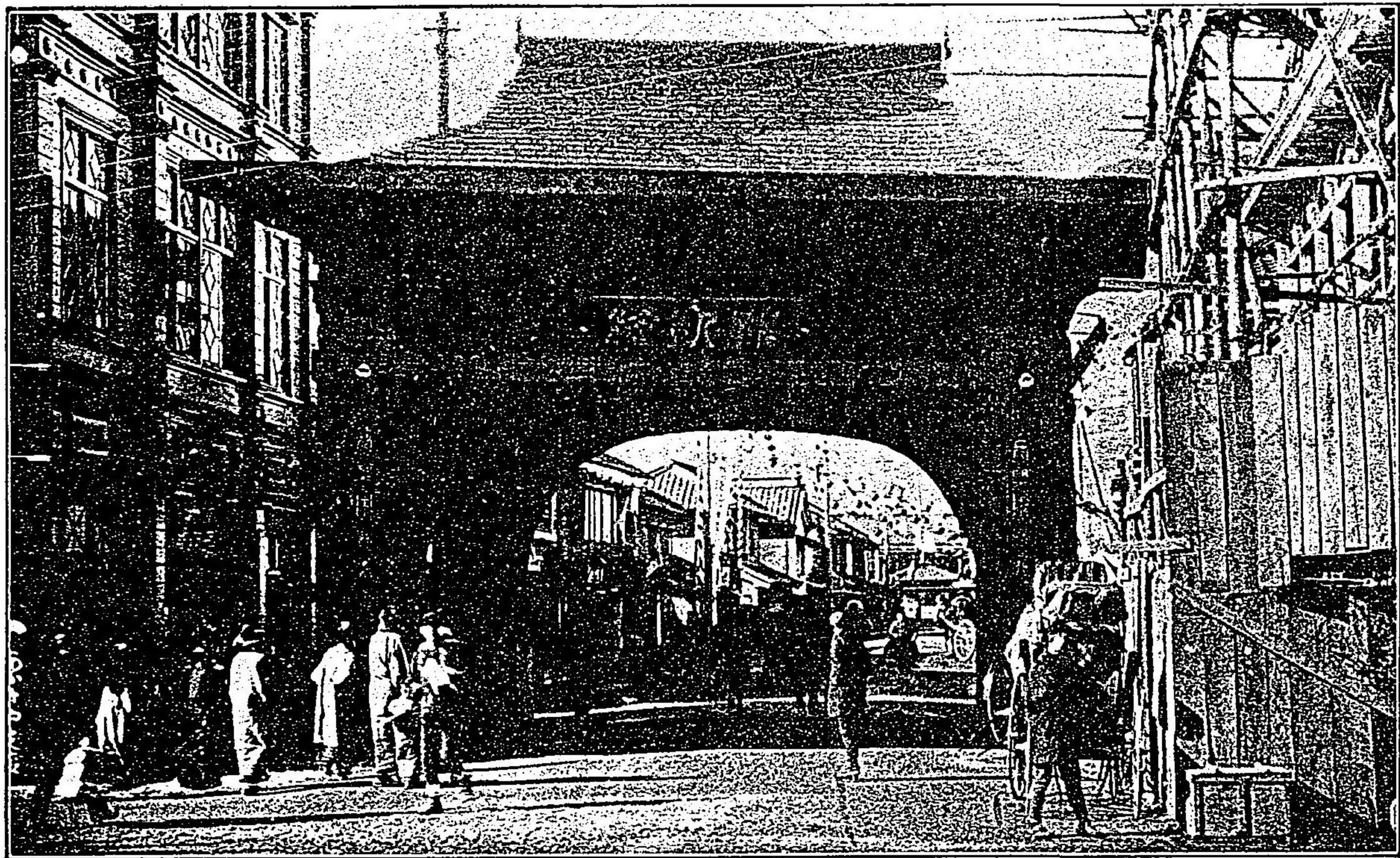
御名御璽

明治三十八年十月十六日

各大臣署名

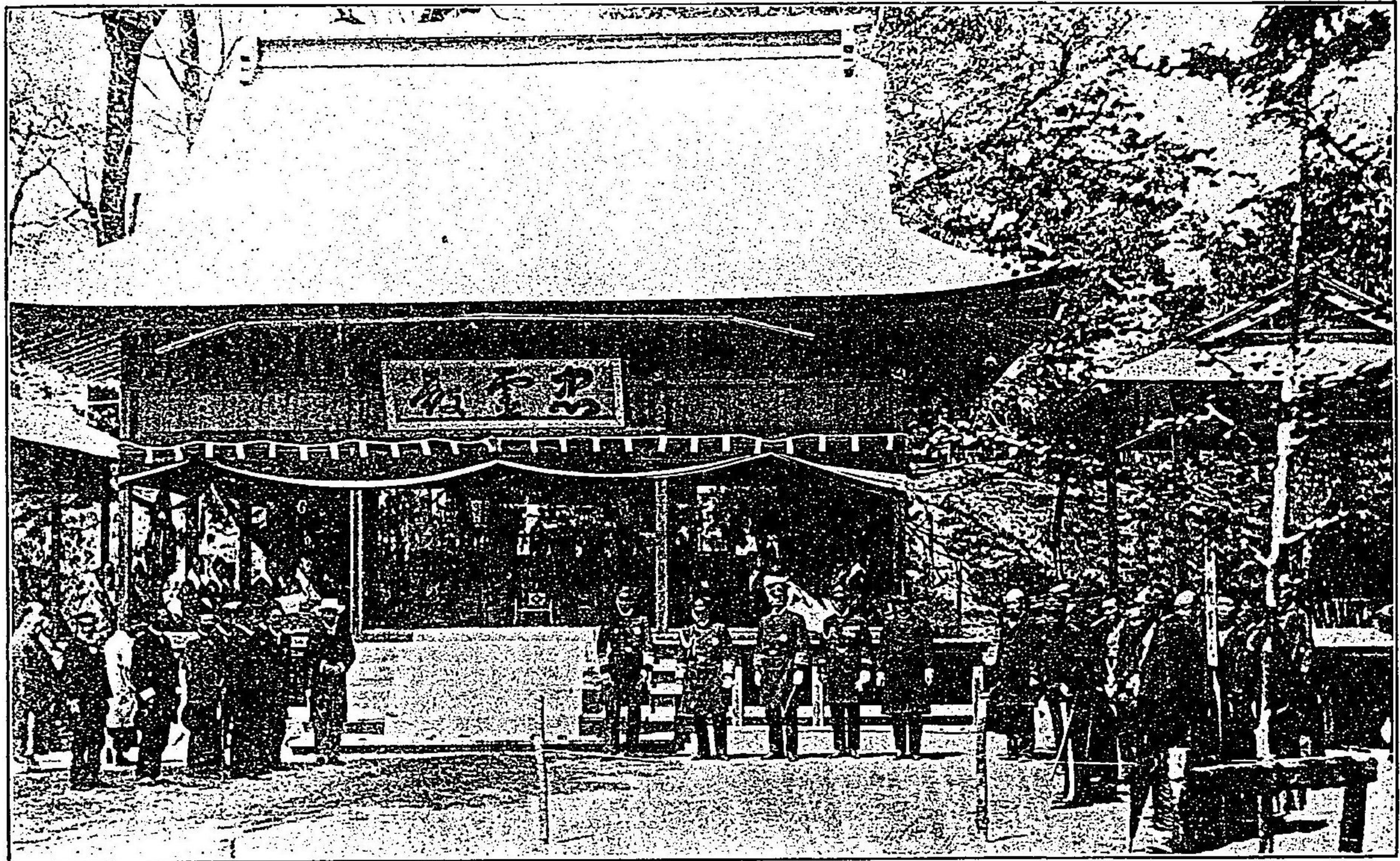


長野市凱旋軍人歡迎門



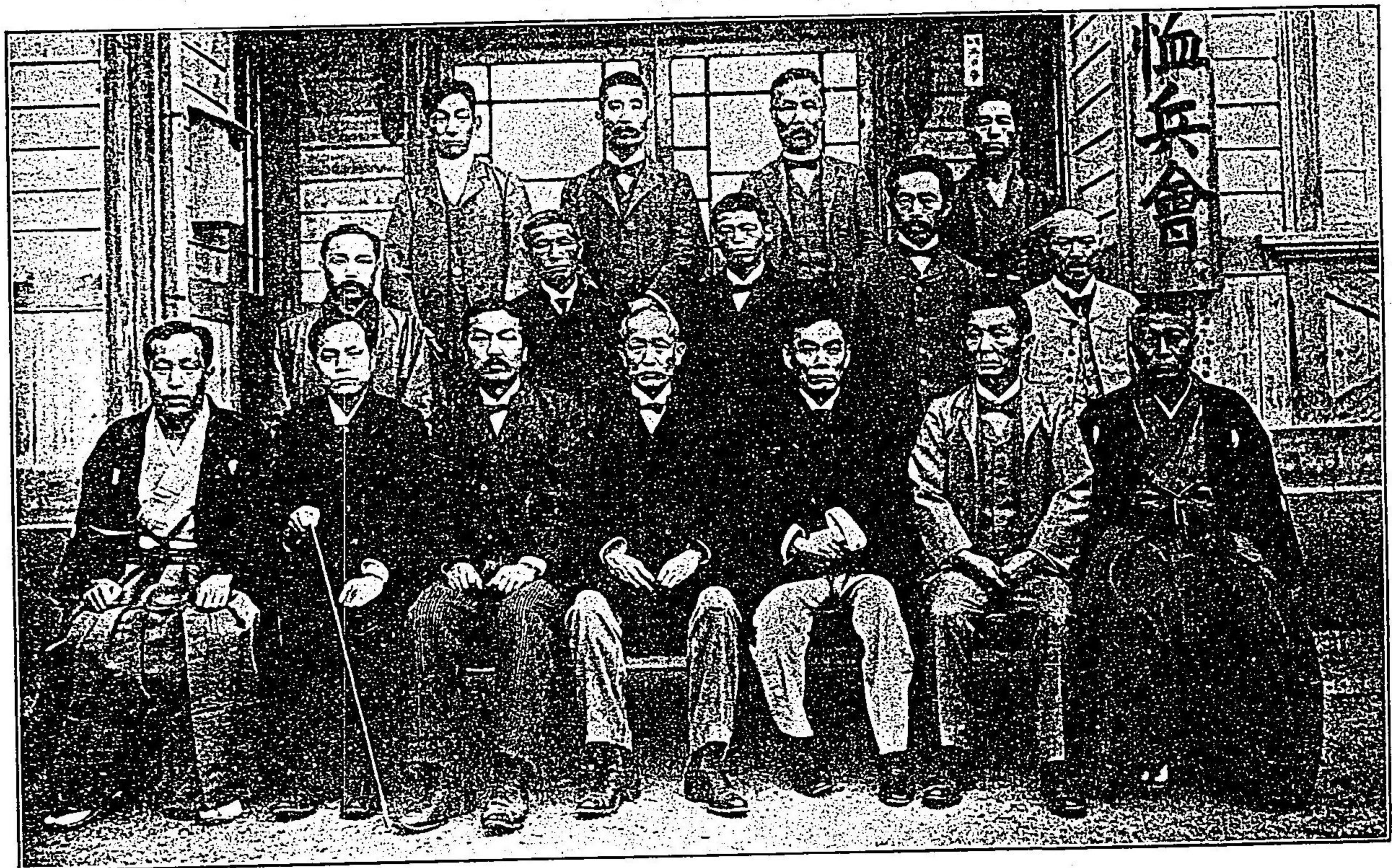


善光寺忠靈殿ニ於テ日露戰役忠死者追悼會之光景





助之耕田町・作利下宮・齊上井・治慶岸山員務事リヨ右テツ向  
 助之駒坂宮員務事・耶太長谷戸・門衛右磯原萩員委・耶五文原藤・庶繁村植員務事リヨ右全  
 助之寅田増・耶次定坂小員委・義勝田岩長會副・門衛右小木鈴長會・八定田羽任主計會・吉太山原・三一井荒員委リヨ右全





## 長野市三十七八年戦時誌

引

我が市自治制を施て以來茲に十年、近時各般の事務益、多大を加へ其間、諸多の經營を完うし、共同の福祉を増進せんとは、居常固より怠らざりし所なるも、未だ大に其施設の狀、發展の蹟の觀るに足るものなきは、頗る遺憾とする所なり。

然りと雖も、日露の戦役起るや、之に對する援護的諸般の事業は、全市の人々、翕然として力を致さる爲に、國の救助を受けたる應召軍人家族の如きは、全市を通して唯一戸ありたるのみ、此の如きは、畢竟隣保相扶の情誼を、愛國的奉公心の發揚に、外ならずして、是れ當局者並に有志者の公義心と一般市民が、軍國に處するの態度を示して、餘りあり畏けれども、御製に



敷島の大和心の雄々しさは

事ある時ぞあらはれにける

舉國敵愾心の動く所山河震ひ草木靡く曠古の大捷豈ふ偶然ならんや。

抑、戦時人心の奮興と覺悟とに因り平時に於て容易に其實行を見るに及ばざりしものと却て之が機となりて實現したるものなきにあらず而して軍人家族たると否とに論なく老幼貴賤の別なく出征軍人の慘苦に省み其發憤せる意氣を一轉して更に勤勉力行生業振興の途を講ずるは獨り時局に處して急要の事たるのみならず實に永遠に一般市民齊家の道を啓き一國將來の富力を進むる所以にして所謂戦後の經營も亦此を外にして求むべからず。

是を以て一は將來の參考に資し一は好箇の紀念となさん爲書記井上齊をして戦時誌を編纂せしむ稿成り茲に印刷に附するに方り聊卷首に辨すと云ふ。

戦後第一年十二月

長野市長鈴木小右衛門



## 長野市三十七八年戰時誌

### 凡例

- 一 本書は明治三十七八年戰役中本市に於ける公私諸般の出來事を輯録したるものとして之を長野市三十七八年戰時誌と名づく
- 一 事變に直接の關係なきが如くなるも仔細に之を視るときは間接には多少其の影響を蒙らざるもの蓋し少し是を以て時局の前後に關聯せる事實は概ね之を載録し間々比較表を擧げて参照に便せり若し夫れ記事の繁疎一ならず且つ往々其の輕重を轉倒せるが如きものあるはこれ自他其の關係を異にせるものあるに由らずんばならず
- 一 卷首に宣戰講和の二大詔勅を掲げ又卷末に内務文部兩省の訓令を載せたるは戰後經營上の參考と戰時紀念事項とを併せ收



めて以て本書編纂の目的を完うせんとするに他あらず  
一 凡ろ各種の団体の役員氏名上に△印を附したるは半途退職○  
印を附したるは半途死亡の符合とす  
一 本書を編纂するに際して各方面の関係者諸君より之が材料を  
供給し便宜を興へられたること尠なからず茲に謹みて謝意を  
表す

明治三十九年十二月

編者識す

# 長野市三十七八年戦時誌総目録

宣戦の詔勅

講和の大詔

口繪(三葉)

日露戦役忠死者追弔會の光景

長野市凱旋軍人歡迎門之圖

長野恤兵會役員ノ内十六名ノ肖像

凡例

目次

## 第一編 總説

第一 戦役の顛末

第二 戦局の圖解

## 第二編 軍國の事務



第一	動員及召集	七
第二	馬匹の徴發及買上	一四
第三	車輛の徴發及買上	一五
第四	軍事費	一六
第五	軍需品の調達	一七
第六	軍需品及恤兵品の取扱	二〇
第七	國債の應募	二四
第八	軍資金の獻納	二五
第九	特別賜金の保護	三八
第十	六種の恩給人名表	四一
第十一	勳等賜金者種別表	四八
第三編 市の行政		
第一	財政	七五
第二	庶務	八一

第三	教育	八五
第四	農商	九二
第五	衛生	九八
附 長野市醫會		
第六	神社及寺院	一〇二
附 信濃招魂社		
附 善光寺保存會		
第七	勤儉の獎勵	一〇六
第八	軍人家族生業扶助の獎勵	一〇九
附 パレンレス傳習所		
第九	犒軍及弔祭	一一三
第十	慰問及慰藉	一二三
第十一	名譽の表彰	一二五
第十二	紀念公園の戦時紀念	一二八



第四編 戦時に於ける社會的現象

第一	祝捷會	一三〇
第二	戦時の元旦	一三三
第三	戦時の出版物	一三五
第五編	戦時の物價其他に及ぼしたる影響	一三九
第六編	凱旋祝賀會	一四〇
第七編	戦時に對する個人の行爲	一四三
第八編	在市の各新聞社	一五三
第九編	各種の團體	
第一	長野恤兵會	一五七
第二	日露戦役忠死者追弔會協賛會	一八七
第三	長野市軍人同志會	一九九
第四	長野婦人會	一九九

第十編 戦後經營上の注意に關する訓令

第一	内務省の訓令	二〇八
第二	文部省の訓令	二一四

以上



# 長野市三十七七八年戦時誌



第一編  
第二編  
戦役の顛末

三十七七八年戦役は明治三十七年二月より翌年八月に至るまで我が帝國が露西亞帝國と東亞の海陸に於て戦を交へ同月北米合衆國の勸告に依りて和を講じたる古今未曾有の戦役なり抑此の戦役は全く露國の侵略主義に起因せるものにして後には東亞の浦地斯德港を東亞に得たれ共冬期港内氷結軍事上不便なるを以て別に不凍港を求むるに汲々たり偶日清の役あり當時兩國間干渉を試みたる恩を賣りて清國より旅順大連を租借し東清鐵道を布設して旅順を無比の軍港とせり越えて三十三年北清に義和團の亂あり日英米佛露伊の六國軍隊は我が軍隊を主腦として之を平定し各國は撤兵せるに獨り露國は名を鐵道の保護に假り大兵を滿洲に駐め事實之を占領し更に兵を北韓に派遣して之を壓迫せんとせり我が國其の行動を東洋の平和に害あるのみならず韓國の獨立を危うするものなりとし露



國に交渉し再三再四其の反省を求むるも彼は故らに其の回答を遷延し益戦備を講じ滿韓の地を奪はんとするの意顯然たるを以て遂に已むなく兩國の協商は是に斷絶するに至れり實に卅七年二月七日なり是に於て瓜生戰隊は進みて陸兵を仁川に上陸せしめ八日午前同港に在りし露艦二艘と港外に戦つて之を沈め東郷聯合艦隊司令長官の率ゆる本艦隊は同夜旅順口に敵艦を襲ふて數艘を撃破せり之を開戦の第一着手とす此の攻撃は機先を制して敵の膽を奪ひしのみならず支那海に於ける海上權を事實上に掌握せり爾來數次海陸を砲撃し港口の封鎖を行ひ四月敵の海軍提督マカロフ出で、戦はんとせしが我が沈没水雷に罹り艦と共に沈み陸に在りては第一軍司令官黒木大將先づ韓國より進み四月卅日鴨綠江岸に敵の大軍を破り五月一日九連城を占領し長驅して六日鳳凰城を奪ひ第二軍司令官與大將は大連灣の東方に上陸し五月廿四日東清鐵道を絶ち翌日金州を占領し二十六日激戰終日金洲半島の咽喉なる南山を抜き旅順を孤立の地に陥らしむ斯くて旅順は第三軍司令官乃木大將に委ね關東大守アレキシーフの北ぐるを追ふて北進し敵總司令官クロバトキンと得利寺に會戦し旅順救援の念を絶たしめ

勢に乗じて大石橋海城を抜き別隊を以て營口を占領し遼河の口を扼しぬ此の時に當り第一軍は行々敵を破りて摩天嶺の險を超え新銳の第四軍司令官野津大將は岫巖柵木城の敵を破り第一二兩軍との聯絡を取り諸道並進みて八月下旬遼陽に迫る遼陽は滿洲南部に於ける四通八達の要樞たりクロバトキン三十萬の精銳を前方の各要地に配し我の到るを待つ我が大山總司令官自から三軍を督して激戰旬日九月四日遂に遼陽を抜き追撃して沙河に至り十月十日氷上を涉り撃つて大に之を破り我が軍益振ひ奉天の南方に冬營す是より先、第三軍は南山役後疾風の如く旅順港外の砲壘下に迫り一方別隊をして露國が多大の資を投じて經營せる青泥窪を占領し海軍と相應して晝夜旅順を砲撃す五月浦鹽艦隊四隻日本海面に我が運送船商船を撃沈し旅順の海軍と相呼應せんとす會、我が艦の水雷に觸れて沈没するあり旅順の敵艦稍喜色あり八月十日封鎖を衝いて出づ我れ之を黃海に邀撃し敵艦或は撃沈せられ或は中立港ふ遁れて武装を解き餘艦辛うじて旅順に還れり當時旅順は我が第三軍の奮闘突撃により砲臺の幾分を失ひしも敵も要塞に熱せるを以てあらゆる防禦の方法を講



し死守して降らず十二月五日我が軍遂に二〇三高地を奪取し砲彈港内の敵艦を沈め松樹山の堅壘を爆破するに及んで守將ステツセル城を開きて降る實に三十八年一月二日なり

當時奉天方面の我が軍は一月二十九日黒溝臺を占領し恰も旅順を破つて來れる第三軍を左翼とし新來の鴨綠江軍司令官川村大將を右翼とし二月下旬急に左右の翼を張つて奉天を包圍し激戰旬餘三月十日敵遂に支ふる能はず血路を開きて潰走し敵將纔に身を以て免る我が軍長驅して鐵嶺、撫順、開原、昌圖等を略取せり此の役兩軍の兵實に八十萬、戰線三十里に亘り敵の死傷十一萬捕虜四萬戰利品山の如く未曾有の大勝を博して世界を震撼せしめぬ

是より先敵の波羅的艦隊前年九月本國を發して東航し佛領安南のカムラン灣に入りて戰備を整へ三十八年五月將に進んで對馬海峽を突破せんとす我が艦隊全力を集中して之を日本海に邀撃す東郷長官は自から第一艦隊を督し第二艦隊司令官上村中將第三艦隊司令官片岡中將を率ゐる先づ信號を以て我が國の興廢此の一舉にありと激勵す一軍爲に振ふ斯くて二十七日より翌二十八日に亘りて敵の

戰艦二十隻を撃沈し五隻を捕獲し其の兩司令官を虜にし以て之を全滅せしむ而して我に一艦の損失なし世を舉つて我が大捷に驚く

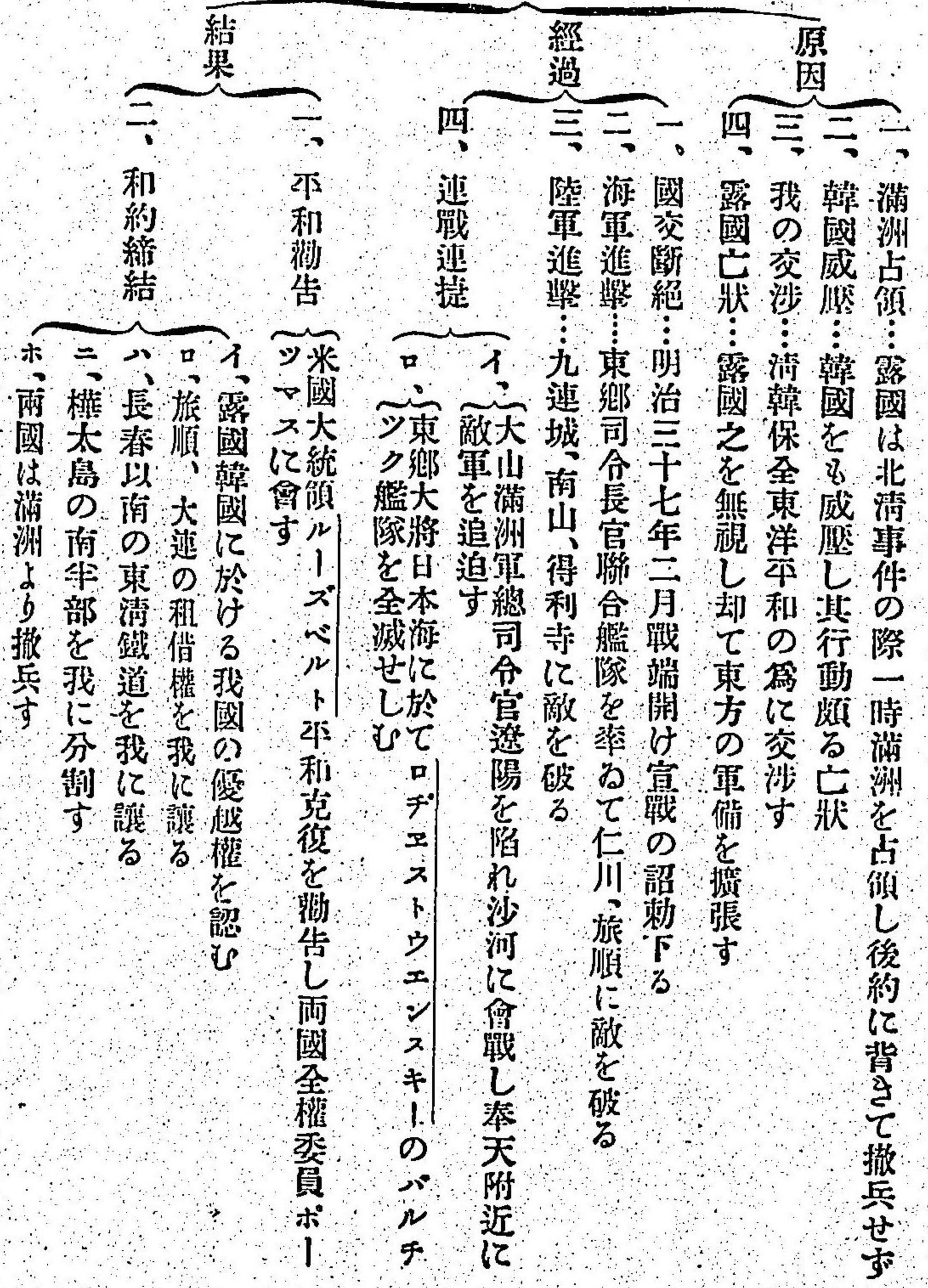
此の時に當り我が北韓軍司令官三好少將は露韓境上險難の地に敵と對抗し樺太軍司令官原口中將は七月七日樺太の西岸に上陸しアレキサンドロフを陥れコルサコフ、ウラジミロフカを占領し殆ど三旬にして全く全嶋を平定したり

日本海々戰の後米國大統領ルーズベルト、人道のため兩國に和を成さんことを勸む我之れを容れ小村外務大臣高平駐米公使を全權委員とし米國ポーツマスに於て露の全權委員ウイツテ、ローゼンと相會して和を議し十五個條を約して八月二十九日調印を了し兩國の平和茲に克復す此の條約は一時世の非難を免れざりしも之によりて韓國を保護國とし滿洲に於て諸多の特權を得世界最強國の伍班に列するに至れり今更に之が原因と經過と結果との摘要を左に圖解し以て一覽の便に供せんとす

## 第二 戰局の圖解



三十七八年戰役



第二編 軍國ノ事務

第一 動員及召集

日露開戦に際し始めて第一師團の動員令お接したるは明治三十七年二月五日よして爾來三十八年八月二十四日第一師團の補充召集令に至るまで即ち一年七ヶ月間に於て本市より應召從軍したる兵員は總計四百二十九名現役陸軍百二十一名海軍三名を總て從軍者と見做すにして當時在郷軍人中全く召集令に接せざりしものは僅に三十八名ありしのみ内二名は當時所在不明

右動員及召集令は總て九十二回にして之を命令の性質に因りて區別すれば左の如し

動員令	補充召集令	臨時召集令	計
三三	四三	一六	九二
又發令の出處も因りて之を區別すれば左の如し			
師團名	動員令	補充召集令	臨時召集令
第一師團	二二	三二	一六



近衛師團	九	八	一
第七師團	二	三	一
計	三三	四三	一六

更に之を従軍者の兵種に因りて區別するときは左の如し

歸休兵	一四	二	二	三	四二九
豫備兵	八二	七〇	一三七	二	一一二一
後備兵					
補充兵役					
第一國民兵					
現役兵					
全海軍					
計					

右召集令の傳達方法ハ豫め市内を六區域に分ち一區域毎に一名の使丁を配當し置き其令書の到達するや晝夜の別なく直に其方面に配布せしめたり

而して當時應召情況の一斑を言は、一朝召集令を受くるや何れも勇躍して途に上り親戚故舊は勿論各種の後援団体は皆共に之を停車場に送りて其の行を壯にせんが爲に団体旗を立て軍樂を吹奏し毎回廣き停車場も見送人を以て填塞し頗る盛況を極めたり故に應召者は勿論其の家族に於ても之を以て無上の名譽と思惟せるものの如し偶病氣若くは過員等の故を以て歸郷を命せらるるものあれば悄然として郷に歸り宛も他人に接するを耻づるものに似たり亦以て當時人心激

昂の一斑を觀るべきなり

三十八年十月十六日平和克復の發表に因り爾來日として凱旋門頭に歸郷兵士を迎へざるはなく三十九年四月中旬に及んで全く止む

抑今回の戦役に於ける我が長野市山身軍人の戦病死其他の數を擧ぐるときは實に左の如し

種別	人員	備考
戦死	二四	
病死	一三	
變死	一九	免除以外の負傷者數は詳ならず
俘虜	一	砲兵輸卒丸山甚作(東町)
廢兵	一	歩兵一等卒小出玉之助(權堂町)
計	五九	歩兵一等卒杉崎佐作(千歲町)

嗚呼我が長野市より出征したる軍人の忠魂を遺せるもの右の如し而して戰場に







病	肋膜炎に罹り飯郷後三十八年三月十二日死亡	全	小林平藏	立町
全	清國盛京省臭水屯に於て不全胸室扶助に罹リダレニ一兵站病院に於て三十七年八月二十二日死亡	全	看護手	矢嶋儀三郎
全	清國盛京省双台溝にて脚氣病に罹り廣嶋豫備病院に於て三十七年八月三十日死亡	瑞八	步兵一等卒	傅田兼太郎
全	三十七年八月二十一日清國盛京省小東溝附近に於て	旭八功七	砲兵伍長	長谷川喜市郎
病	三十七年八月十五日清國盛京省碾盤溝西南方高地に於て	旭八功七	步兵一等卒	松澤浦治郎
全	清國遼陽附近に於て急性腸膜炎に罹り石橋子定立病院に於て三十七年十一月十一日心臓麻痺	特別賜金	砲兵輸卒	内田仁太郎
全	清國永陵に於て鼻腔及左眼窩内肉腫に罹り流谷分院に於て三十八年九月二十九日全上	全	輜重輸卒	金井寅之助
全	三十八年三月七日清國奉天省唐家屯に於て	旭八功七	步兵上等兵	岩下彌作
全	清國盛京省シフイヨイ第十師團第三野戰病院に於て三十七年九月七日負傷の爲め死亡	旭八功七	砲兵一等卒	井上直造
全	三十八年三月九日清國盛京省三台子に於て	旭八功七	步兵一等卒	吉田今吉
全	清國盛京省田義屯第一師團第三野戰病院に於て三十八年三月十四日負傷の爲め死亡	全	輜重輸卒	山岸延太
病	清國安東縣に於て脚氣病に罹り廣嶋豫備病院に於て三十七年九月二十一日心臓麻痺	特別賜金	步兵上等兵	篠原利三郎
病	三十七年九月二十二日旅順口二〇三高地にて生死不明の處戦死と認定せらる	旭八	歩兵二等卒	小金井眞臣
全	三十七年九月二十一日清國盛京省大平溝東南方高地に於て	歩兵二等卒	鈴木嘉兵衛	横澤町

病	金州牛嶋土城子にて脚氣病に罹り廣嶋豫備病院に於て三十七年十月十日心臓麻痺	特別賜金	輜重輸卒	鈴木力太郎	全
病	二〇三高地にて負傷清國大瀋家屯第一師團第三野戰病院に於て負傷の爲め死亡	旭八功七	歩兵伍長	河原清之助	櫻枝町
病	?	?	歩兵一等卒	酒井幾太郎	茂菅
全	三十七年十一月二十六日旅順口松樹山補備砲臺附近に於て	旭八功七	歩兵上等兵	酒井紋司	城山
全	三十七年九月二十五日旅順背面攻撃の際に於て	旭六功五	歩兵中尉	工藤信夫	東町
病	清國大高家灣にて胃擴張に罹り陸軍病院船小羅丸に於て	旭四功五	歩兵大尉	森田義彦	縣町
全	乘馬演習の爲負傷し三十七年二月十五日東京世田ヶ谷分院にて盲腸炎に轉症の爲	特別賜金	砲兵上等兵	安孫子實	狐池
全	流行病に罹り三十八年十月十五日鐵嶺兵站病院に於て	全	輜重輸卒	金子文之丞	新田町
全	三十八年四月十七日歸郷後病死	—	三等主計	山口康治	大門町
全	三十八年十月五日現役中病死	特別賜金	歩兵二等卒	山崎嘉太郎	權堂町

計 三十七人

六種の恩給を受くる人員表 (賑恤給助の二表は缺く)

軍人軍屬遺族扶助 軍人退職恩給 軍人免除及増加恩給 料を受くるもの 七 内増加恩給を受くるもの九名



第三八 馬匹の徴發及買上

時局中留守第三師團長より令せられたる上田町差出所は於ける馬匹の徴發と二回長野市差出所は於ける軍馬の購買は軍馬補充部より一回第三師團より四回にして其内長野市の馬匹は徴發に於て三十七頭に對し合格五頭購買に於て四十頭に對し合格五頭とす

元來本市は市街地なるを以て馬匹を有するもの甚だ少なく唯茂管區の如き農業を營むの部落に數十頭の駄馬を有するに過ぎず故に第九師團より買上の際の如きは一名も應ずるものなかりしが如き自然の勢と謂はざるを得ず今其の各差出所に於ける概況を左に擧ぐ

馬匹徴發及買上成績表

徴發買上別	差出所	出場頭數	合格頭數	賠償金	長野市		賠償金
					出場頭數	合格頭數	
三十七年六月三十日 第三師團徴發	上田町	九三〇	一二七	一	二九	四	二九〇
全年十一月十三日 上	全	三六〇	一八	一	八	一	六五
全年七月七日 軍馬補充部買上	長野市	三三	一〇	一七	三	三	二二〇

全年十一月十九日 第三師團買上	全	一五三	一七	一 <th rowspan="2">一 <th rowspan="2">一 </th></th>	一 <th rowspan="2">一 </th>	一
全年七月五日 上	全 <td>三六〇</td> <td>一八</td> <td>一</td> <td>一</td> <td>一</td>	三六〇	一八	一	一	一
全年八月十七日 上	全 <td>二〇二</td> <td>七一</td> <td>四</td> <td>一</td> <td>七七</td>	二〇二	七一	四	一	七七
計	全 <td>一六七八</td> <td>二四三</td> <td>六一</td> <td>一〇</td> <td>七三七</td>	一六七八	二四三	六一	一〇	七三七

第三師團調馬管區は南佐久、北佐久、小縣、諏訪、上伊那、下伊那、西筑摩、埴科、上高井、下高井、上水内、下水内、長野の一市十二郡とす即ち前表の差出所區域是れなり

第三 車輛の徴發及買上

三十八年二月二日留守第一師團長より本徴發區(正級、埴科、上高井、上)に向て登人曳荷車(車軸九分角以上輪幅七分以上檜製のもの)全部(具服用牛乳用の如き車臺に發條を有するもの及組立部緩解したるもの、腐朽せるものを除く)を供給すべき旨の徴發書三日午後八時到着したるを以て夜を徹して其の手續を運び差出期限六日午前八時迄に差出所長野停車場附近に本市内所有者より挽附けたる總數八百九十



二輛徴發區域全体にては約壹万輛内合格したるものは僅に六拾貳輛とす  
 此の如く合格車輛の寡少なりし原因は種々あるべきも要するに地勢上一人曳の  
 もの比較的少數なると從來本場たる熊谷の製作に出づるもの甚だ少なく重に市  
 内の製作に係るとに起因せるものならんか是れ當業者の一考を要する所なるべ  
 し而して其賠償價格を郡市別に擧ぐれば左表の如し

郡市名	甲 單價		乙 單價		丙 單價		計
	輛	價	輛	價	輛	價	
長野市	二	二二	二	二四	一	一六	六
更級郡	二	二六	一	一四	二	二二	四
埴科郡	二	二三	七	七七	六	六五	一六
上高井郡	二	二〇	九	九九	二	二六	一四
上水内郡	二	二七	二	二三	五	四五	一五
計	一	一八	二	三七	一	一四	四
							六
							二
							輛

第四 軍事費  
 日露戦役に關し國庫支辨に屬する經費にして本市の取扱たる金額は左

表の如し

(一) 軍事費

一金千三百三十圓五十六錢

此應召人員延三百五十三人  
 壹人當り平均三四七十六錢九厘強

内

陸軍召集旅費千二百三十九圓二十五錢

此應召人員三百五十三人  
 一人當り平均三四五十一錢強

同雜費九十一圓三十一錢

同上  
 一人當り二十五錢八厘

(二) 人件費

一金五十圓九十六錢

此應召人員十七人  
 一人當り平均二圓九十九錢七厘強

内

徴發徵用人召集旅費四十九圓七十錢

此應召人員十七人一人當り  
 二圓九十二錢三厘強

同雜費一圓二十六錢

全上  
 一人當り七錢四厘

第五 軍需品の調達

(一) 軍用シャツ及ズボン下の調達

政府は地方人民より直接軍需品を供給せしめ一は以て軍資を民間に放散せしめ



一は軍人の家族遺族をして生業の扶助たらしめんとするの方針を採られ地方廳を経て其調達方を照會し來れるを以て本市は之を左表の人々に分割調達せしめしこと冬服夏服各一回(三十七年十月、三十八年三月)にして同時に市吏員をして縣官吏と共に其見本に據り之が製作を監督し成品を検査せしめたるを以て唯幾分の手直しを爲さしめたるのみにて愈、納入に際しては絶えて不合格の物を出さざりしは是亦其の工賃の低廉なりしに拘はらず時局に對する國民的思想の昂上に歸せずんばならず

組 數	工 賃	仕立人氏名
二五〇〇	四八五五〇〇	大内梅太郎
一七一〇	二八一〇〇〇	山口仲之助
四〇〇	六四〇〇〇	長野高等女學校
四〇〇	六五五〇〇	久保儀助
三八〇	六二三〇〇	腰野長次郎
三〇〇	四八〇〇〇	愛國婦人會長長野支部

計	一六二〇〇	四〇〇	七〇〇	一〇〇	一五〇	一五〇
計	一〇八九五〇〇	六四〇〇	一六〇〇	一一二〇〇	二五五〇〇	二四〇〇〇
		上原やす	安達たい	浦田なみ	齋藤勝次郎	信濃裁縫女學校
	十一名					

(二) 軍用大麥の買上

大麥を陸軍省糧秣廠に買上げられたるは前後三回にして其購買手續は市吏員を派して其價格品質數量及俵裝に至るまで監督臨檢せしめ之を豫定の期日内に鐵道便に託して當該廠に發送を了したり其額左表の如し

石	數	代	價	供給者氏名
二、六一九	五〇〇	一七、九一二	六〇〇	岡本國吉
七〇〇	〇〇〇	五、五三〇	〇〇〇	宮下甚左衛門
一七八	〇〇〇	一、四〇六	二〇〇	松本富吉
計	三、四九七	二四、八四八	八〇〇	三名



第六 軍需品及恤兵品の取扱

三十七年二月陸軍省告示第四號恤兵金品取扱規程、全年四月全省告示第十五號、納軍需品取扱手續、陸軍用恤兵寄贈品鐵道無賃運搬取扱手續、及全年二月海軍省告示第七號恤兵金品取扱規程等に準據し、長野市役所に於て取扱若くは經由したる寄附寄贈の金品は大凡左表の如し

寄附寄贈金品一覽表

名	稱數	量	目價	格	寄附先	備考	住所	寄附者氏名
梅干	三拾	樽	廿八拾	圓	宇品貨物廠		玉山市中	新井 三
食パン	五百斤				宇品貨物廠		玉山市中	花川 三
葬祭料	壹圓				宇品貨物廠	愛國婦人會 應召者家族中ノ病者 慰問	櫻 枝	町 山崎 郁太郎
毛布	千五百枚				宇品貨物廠	長野縣 支會 慰問	市役所内	代表者 長野恤兵會長 鈴木小右衛門
防寒短衣	二千五百枚				宇品貨物廠	村田 びさ 外三名 貳拾五錢宛	市役所内	代表者 長野恤兵會長 鈴木小右衛門
毛布	十一枚				宇品貨物廠	大坂 支廠 市内有志 九百八十九名	市役所内	代表者 長野恤兵會長 鈴木小右衛門
慰問袋	三千八百二十九個				宇品貨物廠	宇品貨物廠 長野高等女學校 友會 發起 九百八十名	市役所内	代表者 長野恤兵會長 鈴木小右衛門
					宇品貨物廠	陸軍被服廠 前回 千八百八十五枚ノ追加	市役所内	代表者 長野恤兵會長 鈴木小右衛門

封緘繪畫	寄附金	宇品貨物廠	物品ニ代フ	縣	町
三十七萬枚	五圓	長野恤兵會附屬バ テンレイン傳習生	市書記 土屋岩見ガ紀 念公園ノ梅實ヲ採集 シテ製シタルモノ	長野新聞社	支配人 飯島 正治
梅肉エキス	千圓	出征中ノ軍人へ郵 送	市役所内	長野縣 支會	松本 八重咲
寄附金	三圓	軍人寡婦吉田カレ 臨時救護	長野縣 支會	長野縣 支會	長野縣 支會
寄附金	三圓	後町學校生徒寺崎 繁二外一名 資補助	東 京	市 役 所	市 神 道

家郷の人々が心を盡して遠く送りたる物品の内には如何に温き同情の籠りけん之を受けたる將士の喜びは譬ふるに物なく之が爲に何れも愈勇みに勇みて軍隊の志氣に大なる感激を興へたるおとは戦地より來れる謝狀の數々に依りても知るべきなり是等謝狀は集めて二冊とし大和錦と名づけて保存しぬ今其中の三四を左に抜載せん

其一(長野市祝捷會宛)

御祝電御送り被下御厚意難有御禮申上候諸君へも宜敷御傳聲御依頼致候以上

明治三十七年五月十一日



參謀總長元帥侯爵 大山巖

其二(市長宛) (海外一號ダルニীগンヨウ局卅七年九月十五日午後八時四十五分)

キシミンカクイノシヨウシニタイシツツシンデカンシヤス  
トウゴウタイセウ

其二(市長宛)

我軍ノ戰捷ニ對シ懇篤ナル祝意ヲ表セラレ其厚志ヲ感謝ス

明治三十七年九月廿四日

第二軍司令官男爵 奧保鞏

其四(市長宛)

本艦隊ノ戰捷ニ對シ誠實ナル祝辭ヲ辱フシ感謝ニ不堪麾下

一同ヲ代表シ茲ニ謝意ヲ表ス

明治三十七年九月

第二艦隊司令長官 上村 彦之丞

其五(長野恤兵會宛)

先般新發田村松兩分院へ當院傷病患者轉送之際は萬事御便宜を興へられ加之慰問として前記の物品御寄贈被下感謝の至に不堪候依て右御挨拶迄如斯御座候敬具

明治三十八年一月四日

仙臺豫備病院長高橋茂代理

陸軍三等軍醫正 加 治 安 正

其六(長野市一同宛)

明治三十七八年戰役ニ際シ其職ニ傷ム將卒ヲ恤ミ之ヲ慰スル爲メ特ニ頭書ノ物品ヲ寄贈セラレ御厚志ノ程感謝ニ堪へズ茲ニ傷病者一同ニ代リ深ク謝意ヲ呈ス



明治三十九年二月三日

二四

### 東京豫備病院長 平井政道

#### 第七 國庫債券の應募額

國債の募集に就ては毎回市内の有力者及各區長を市役所に招集して之が説明を試み以て百方勸誘したる結果左の如し

回数	割當額	應募額	内譯	應募者
第一回	一六四、三〇〇	四六〇、八九〇	三二五、〇〇〇 二二、〇〇〇 二〇、〇〇〇 一〇四、八九〇	銀行 私法人(大觀進) 長野市 個人
第二回	五〇五、七〇〇	三六〇、五五〇	三〇〇、〇〇〇 五、三〇〇 五五、二五〇	銀行 私法人 個人

第三回	四七〇、〇〇〇	二二七、八七五	二七三、〇〇〇 四四、八七五	銀行 個人
第四回	五〇五、三四三	三五六、四五〇	二一五、〇〇〇 一四一、四五〇	銀行 個人
第五回	五〇五、三四三	三八四、八五〇	三二〇、〇〇〇 六四、八五〇	銀行 個人

#### 第八 軍資金の献納

陸海軍へ軍資を献納したるもの亦多し而して必しも生計の裕なるもののみにあらずして或は衣食の費を節し或は勤勞の時間を増し或は婦人の如きは相會して裁縫に従事し其工賃を義捐したるが如き皆報國の赤誠に出でたるもの左表に列記せる近山與五郎氏より山崎政吉氏に至る數十名は開戦に先立ち日露の風雲愈急なるを聞くや率先して献金を出願し殊に坂口佐太郎氏の如きは其長男の軍人志望なりしが不幸丁年に及ばずして逝けるを歎し亡兒の遺志を表せん爲にとて逸早く此舉に出でたるものなり







二	二	五	五	五	五	五	五	五	五	七	七	七	〇
五	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	五	五	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

元	西	新	櫻	大	權	大	石	問	東	吉	安	横	西
善	之	田	枝	門	堂	門	堂	御	后	田	茂	澤	之
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	村	村	町	町
全	全	全	全	全	全	全	平	戶	全	全	全	平	戶
							民	主				民	主
							民	平				民	平

福	武	田	池	藤	林	渡	德	小	武	神	一	高	和
澤	野	口	田	井	幸	邊	田	林	井	田	由	浪	田
源	萬	辦	忠	直	吉	重	丑	利	市	平	彌	森	金
青	五	重	左	吉	吉	藏	太	吉	右	兵	作	太	三
	郎		衛	吉	吉		郎	吉	衛	衛		郎	郎
			門						門	門			

一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	三	三	三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

若	東	西	横	全	東	新	田	大	榮	全	大	東	西
松	后	之						門			門	后	之
町	町	町	町		町	町	町	町	町		町	町	町
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	平
													民

藤	土	松	大	藤	柳	小	池	藤	三	荻	小	宮	九
屋	澤	澤	內	井	澤	池	田	井	井	原	村	下	山
亮	茂	初	忠	市	萬	伊	隆	宇	茂	定	岩	芳	幸
之	吉	三	次	輔	作	兵	太	三	平	吉	吉	太	助
助		郎	郎			衛	郎	郎				郎	



一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	三	五	五
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全

九 山 啓 作  
 市 川 藤 八  
 小 出 音 二 郎  
 本 庄 金 吾  
 伊 藤 義 三 郎  
 武 井 安 太 郎  
 赤 沼 莊 司  
 小 出 島 吉  
 栗 田 萬 五 郎  
 橫 田 德 治 郎  
 北 澤 與 右 衛 門  
 百 瀬 慶 治 郎  
 市 村 鷺 藏  
 碓 井 梅 吉

一	一	二	二	五	五	一	一	三	一
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

陸軍

三 輪 村 全  
 花 咲 町 士  
 石 堂 町 平  
 東 町 全  
 長 野 中 學 校 內  
 岩 石 町  
 長 野 市 盲 人 組 合 總 代  
 西 長 野 町 平  
 縣 町 全  
 東 町 全  
 西 后 町 平  
 東 后 町 全

山 崎 政 吉  
 齊 藤 覃 次  
 山 本 嘉 太 郎  
 津 山 市 之 助  
 茨 倉 會 員 一 同 代 表 者  
 長 澤 恭 治  
 巴 合 資 會 社 代 表 者 松 本 祐 告  
 宮 高 寅 松 吉 春  
 丸 田 寅 吉  
 片 山 清 四 郎  
 長 坂 長 壽 郎  
 伊 勢 講 總 代 羽 田 佐 右 衛 門  
 宮 崎 せ い  
 宮 澤 三 五 郎  
 北 澤 惣 助  
 清 水 久 兵 衛























金額	住所	続柄	氏名
三〇	横澤町	亦太郎父	和田又八
三〇	妻科	久之治父	花崎島五郎
二八	田町	鹿之助母	米倉あい
四五	岩石町	米吉父	荒井慶作
七五	花咲町	完道寡婦	三浦なか
七〇	西長野町	善作父	山田豊次郎
五五	立町	惠三郎母	村田さだ
五五	諏訪町	伊作寡婦	坂本たけ
三八	岩石町	儀三郎孤兒	矢島惠
三四	石堂町	兼太郎父	傳田由太郎
五五	縣町寄留	庄衛寡婦	宮原しん
七〇	千歳町	喜一郎父	長谷川庄之助
一五〇	狐池寄留	實頼母	竹内ツチ

五〇	千歳町	浦治郎母	松澤さい
五〇	田町	直造父	井上兵助
三〇	妻科	利三郎父	篠原龜吉
三〇	横澤町	力太郎孤兒	鈴木市郎
八〇	元善町	藤之助母	竹原はま
五〇	西長野町	義太郎父	片山斧八
七〇	櫻枝町	清之助寡婦	河原りやう
三四	茂菅	幾太郎父	酒井直之助
五〇	西長野町	茂八郎父	塚田喜作
八〇	同	音吉母	徳永せん
五五	城山	紋司父	酒井三左衛門
五五	田町	彌作母	岩下しう
三〇	箱清水	仁太郎寡婦	内田やゑ
七〇	西長野町	久四郎父	近藤竹次郎



五〇	田町	今吉寡婦	吉田かね
五〇	西長野町	要三郎母	権田つま
八〇	妻科	鶴松父	青沼友藏
二〇〇	縣町	義彦寡婦	森田ヨシ
五五	岩石町寄留	直吉寡婦	立岡あさ
五五	横澤町	真臣父	小金井正興
三〇	新田町	文之丞母	金子つる
三八	問御所町	萬一郎寡婦	北野ウタ
五〇	石堂町	太七郎母	新保くゑ
八〇	問御所町	榮作父	宮澤藤次郎
五〇	岩石町	延太孤兒	山岸幸一
計		三十八人	

(二) 軍人退職恩給表

二二九 陸軍歩兵中尉 長門町 牛山清四郎

一六〇	陸軍歩兵大尉	新田町	石田政志
三二五	陸軍歩兵中尉	旭池	和田連次郎
二六三	陸軍歩兵少佐	全池	長谷川兵藏
六八三	陸軍歩兵大尉	田町	習田熊吉
三九五	陸軍歩兵中尉	狐池	本多正夫
二四八	陸軍歩兵中尉	狐池	岡寺宣秀
計		七人	

(三) 軍人免除及増加恩給表

免除恩給額	増加恩給額	住所	氏名
七五		東之門町	松山聰悟
六五		櫻枝町	福野徳四郎
七九		新町	天野好章
三六	一四	東町	池田秀太郎
三六	九	東町	盤物道太郎



五〇 五〇 五二 九八 五〇 五〇 五〇 六〇 四五 八〇 九三 八三 七三 五〇

二二 二二 二〇 四六

南縣町 新田町 石堂町 全 南縣町 間御所町 横澤町 石堂町 權堂町 旭町 立 間御所町 妻科 權堂町

翠川外次郎 松本染藏 中村熊治郎 小宮山慶作 戶谷玉吉 太田龜吉 笠原友作 鹽原蚊八 岡野清 中島高治 菅原利兵衛 西澤元吉 武井三之助 小林乙松

四七

四七五 四八 五〇 五五 五〇 五〇 九三 八〇 七〇 九〇 七〇 八〇 五〇 五〇

二二 二二

大門町 縣 茂菅 石堂町 田 石堂町 千歲町 横澤町 全 權堂町 西町 妻科 石堂町

三ツ井太吉 下田平三郎 北原富彌 柄澤留吉 川又久一 上原助之丞 上石梅作 森山富治郎 柄澤助太郎 宮澤金三郎 岡村淺太郎 増田善作 村松廣治 樋口源治郎

四六



七三	箱清水	内田榮太郎
六〇	櫻枝町	草野彌門
五二	西長野町	西本伸三郎
六一	全	小林辰之助
五七	全	增田武市
計	三十八人	

第十一 勳等賜金者種別表

金鷄勳章は明治二十三年帝國の古史に見えたる護軍の金色爲に象りて創めて制定せられ爾來武功拔群なる幾多將卒に授けられたることは普く人の知る所なるが今回の戦役に於て本市從軍者中亦此名譽の恩典に浴したるもの総て二十五名あり其他今日迄既に勳等賜金等の御沙汰ありたるもの左の如し想ふに今後論功行賞の進むに隨ひ更に其數の増加するものあらん

勳功	賜金額	住所	氏名
功旭 七七	年一〇〇	旭町	山崎壽助

功旭 七七	年一〇〇	櫻枝町	寺嶋幸治郎
功旭 六七	年二〇〇	狐池	清水茂三
全	年二〇〇	石堂町	酒井捨藏
功旭 七七	年一〇〇	鶴賀新地	宮本操
全	年一〇〇	權堂町	岡村淺太郎
全	年一〇〇	大門町	永井幸四郎
全	年一〇〇	花咲町	山口宗三郎
旭 八	年二〇〇	新田町	宮川近藏
全	年一五〇	立町	水内初太郎
旭 八	年一五〇	妻科	山本喜平
全	年二〇〇	西長野町	猿田盛哉
全	年二〇〇	西	岸田龜太郎
瑞 八	年七〇	南縣町	宮川健太郎
旭 八	年二〇〇	石堂町	清水徳治郎



全	旭八	全	全	全	全	全	旭八	全	旭七	全	旭八	全	
二〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一八〇	一五〇	一五〇	二〇〇	
石堂町	問御所町	西長野町	權堂町	田町	末廣町	上四之門町	立町	西長野町	旭町	箱清水	權堂町	西後町	石堂町
清水喜八	蟻川寅三郎	富永喜作	丸山惣吉	永井甲造	夏目賢三	馬嶋玄也	小林乙吉	北澤晃四郎	山上良太郎	内田榮太郎	穂刈收	鈴木道次郎	中村熊治郎

全	旭七	全	全	全	全	全	全	旭八	瑞八	全	全	全	
二〇〇	一〇〇	二〇〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	
南縣町	問御所町	横澤町	箱清水	鶴賀新地	横澤町	西長野町	鶴賀新地	西後町	新田町	上四之門町	權堂町	問御所町	元善町
戸谷玉吉	北澤雄了	高浪筆治	西澤松藏	小林村作	小出和兵衛	木藤金重	川崎重藏	物集女勉三	深澤萬之助	石井善作	關昇太郎	太田龜吉	山口綱太郎



旭	旭	旭	瑞	旭	瑞	旭	瑞	旭	瑞	旭	全	全	全
八	七七	八	八	八	八	八	八	八	八	七			
	年												
一	一	八	七	一	七	八	八	一	八	一	二	二	一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

大	茂	千	越		權	榮	河	新	末	諏	間	橫	榮
門	菅	歲	賀	新	堂	町	原	田	廣	訪	御	澤	町
町	町	町	地	地	町	町	崎	町	町	町	所	町	町
宮	柄	內	宮	橋	北	酒	小	野	宮	古	堀	柄	酒
下	澤	藤	川	詰	澤	井	林	澤	澤	川	萬	澤	井
助	留	政	勝	福	鉦	敬	重	才	清	駿	吉	助	寄
治	吉	太	太	太	二	治	兵	吉	太	治	吉	太	孝

旭	旭	旭	全	全	全	全	瑞	全	全	全	全	旭	旭
八	七	八					八					八	七
一	二	一	八	八	八	八	八	一	一	一	一	一	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

元	新	鶴	東	縣	田	西	新	四	石	岩	西	間	權
善	田	賀	町	町	町	長	田	後	堂	石	之	御	堂
町	町	新	町	町	町	野	町	町	町	町	門	所	町
		地									町	町	町
小	荒	岡	土	安	板	酒	北	北	岡	西	蟻	永	
山	井	島	屋	藤	倉	井	村	村	村	條	川	井	
澄	寬	寬	千	友	鉄	喜	榮	國	弘	貞	政	術	
英	次	次	代	三	五	太	司	治		之	之	一	
	郎	郎	治	郎	郎	郎		郎		助	助		



全	全	全	全	全	瑞	全	全	全	旭	瑞	全	全	全
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
七	七	七	七	八	八	〇	〇	〇	一	一	一	二	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
權	南	西	全	新	東	全	西	間	縣	橫	岩	諏	權
堂	縣	三	三	田	田	三	三	御	三	澤	石	訪	堂
町	町	町	町	町	町	町	町	所	町	町	町	町	町
長	原	前	須	保	諏	宮	八	石	稻	柄	古	塚	佐
崎	山	島	野	谷	訪	下	木	黑	原	澤	市	本	藤
勝	平	金	原	豐	部	松	榮	林	佐	善	太	半	秋
太	作	造	松	次	平	三	一	八	藤	吉	吉	十	次
郎			治		藏	郎			治			郎	郎

五五

全	全	全	旭	旭	全	旭	旭	旭	全	瑞	旭	旭	
八	八	八	八	七	八	八	七	八	八	八	七	七	
二	二	八	二	一	一	一	三	二	一	八	五	二	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
櫻	新	諏	橫	箱	茂	橫	櫻	箱	四	櫻	大	田	東
枝	田	訪	澤	清	菅	澤	枝	清	長	枝	門	町	町
町	町	町	町	水	町	町	町	水	野	町	町	町	町
羽	河	沼	青	岩	東	寺	春	宮	神	戶	岩	上	川
田	西	田	山	下	澤	嶋	日	野	保	谷	下	原	浦
德	常	喜	伊	下	鶴	清	井	由	幾	田	亮	助	太
太	三	三	助	勤	松	吉	勝	松	太	參	太	之	三
郎	郎	郎					藏		郎	青	郎	丞	郎

五四















全	全	全	旭八	瑞八	全	旭八	旭七	全	全	全	全	旭八	功也七八
二〇〇	二〇〇	一五〇	一五〇	八〇	一五〇	一〇〇	二〇〇	一五〇	八〇	一五〇	一五〇	二〇〇	一〇〇
東御所町	狐池	大門町	西門町	箱清水	權堂町	四門町	間御所町	新田町	全	鶴賀新地	諏訪町	箱清水	
仁科義衛	森山三四三九	増田伊喜	山口彦太郎	室川充藏	田中熊五郎	大日向藤吉	清水勝三郎	小柴清吉	尾崎吉兵衛	小林清一郎	夏目吉太郎	山中愛次郎	田中兼助

全	全	旭八	全	全	瑞八	全	全	全	全	全	全	全	旭八
一五〇	一五〇	一五〇	八〇	八〇	八〇	一〇〇	八〇	八〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
若松町	間御所町	西之門町	石堂町	西後町	東之門町	石堂町	西長野町	新田町	横澤町	田	上西之門町	茂菅	東之門町
腰野茂助	浦野哲道	菊地嘉助	傳田作三郎	甘利朝吉	荒木惠平	中澤清太郎	松橋乙吉	原山榮之助	小林米吉	荻原律三	山口文之助	柄澤金之助	石井廣吉



旭八	旭七	旭八	全	旭七	瑞八	瑞八	瑞七	旭八	瑞八	旭八	瑞八	旭八	
八〇	二五〇	八〇	三〇〇	三〇〇	七〇	五〇	八〇	二〇〇	七〇	一〇〇	七〇	一五〇	
鶴賀野地	横澤町	旭町	西後町	權堂町	旭町	長門町	石堂町	横澤町	石堂町	西後町	西長野町	妻科	河原崎
小林友吉	宮澤金三郎	櫻井宇宙治	阿部彌三郎	徳武定治	小林高治	中澤久太郎	古畑市太郎	室川多作	樋口源治郎	宮下彌吉	宮下助作	小谷慶次郎	小林金作

六五

旭八	旭七	瑞七	瑞八	全	全	全	全	全	全	旭八	瑞八		
一五〇	二〇〇	七〇	八〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	三五〇	七〇	五〇
妻科	西長野町	元善町	千歳町	西長野町	茂管	新清水	南縣町	岩石町	西長野町	石堂町	西長野町	千歳町	長門町
小林辰藏	增田善作	小笠原吉之助	西澤榮次郎	羽田豊次郎	松橋春松	劍持徳作	風間文次郎	中村末右衛門	山口秀之助	須田忠三	依田浪治	笹川政次郎	村山要吉

六四



瑞八	全八	旭八						瑞八			全八	全八	
七〇	八〇	八〇	三五	三五	三五	三五	三五	七〇	三五	三五	八〇	一〇〇	
元善町	東町	新田町	權堂町	田町	西之門町	鶴賀新地	横澤町	長門町	西長野町	石堂町	東之門町	石堂町	千歳町
細川佐七郎	長谷川金次郎	尾崎芳平	小林莊治	北島久太郎	徳永久兵衛	武井龜太郎	瀧澤昌策	堀齊	峰村保一	太田林之助	三輪春之助	島田茂平太	原與兵衛

旭八	全八	旭八	瑞八	旭八	瑞八	全八	旭八	旭功八七		功旭七七	瑞八			
一五〇	五〇	二〇〇	二〇〇	七〇	一〇〇	七〇	二〇〇	一五〇	一〇〇	三五	三五	年一〇〇	年一〇〇	八〇
南縣町	西長野町	伊勢町	榮町	新田町	全	横澤町	新田町	權堂町	茂營	横澤町	西長野町	間御所町	權堂町	
細田斧吉	米澤常治	金子辰四郎	金井伊三郎	碓井藤作	鈴木比佐之助	中澤定吉	高見立旨	中村榮三	柄澤倉治	樋口豐太郎	木藤萬治	西澤元吉	佐山節生	



旭八	旭七	瑞七	全	瑞八	旭八	旭六	旭八	瑞八	瑞七	功旭
一五〇	三〇〇	八〇〇	七〇〇	八〇〇	一五〇	二〇〇	一五〇	七〇〇	三五〇	七七〇
西後町	大門町	田町	縣町	横澤町	東町	備堂町	東町	西後町	横澤町	鶴賀新地
小林龜吉	松澤廣	會津熊次郎	石川貞三	廣澤勝三	成田午之助	犬塚句	大久保陸太郎	鈴木高三郎	德永清忠	谷内澤五郎
										權田精一郎
										松田惣三郎
										燕織之助
										石堂町
										南縣町
										東之門町

旭八	旭六	旭四	瑞六	全	全	旭七	旭八	旭八	旭六	旭八
一〇〇	二五〇	四〇〇	一八〇	二〇〇	二〇〇	八〇〇	三〇〇	三五〇	三五〇	三五〇
大門町	狐池	田町	横澤町	西後町	東町	花咲町	大門町	石堂町	備堂町	大門町
高橋末吉	岡寺宣秀	本多正夫	宮下良藏	俣野景吉	須田嘉三郎	竹田大治郎	中澤一雄	山口常太郎	松下三七	藤澤源治郎
										土屋豐三郎
										玉木房吉
										小林源吉







全	瑞	旭	瑞	旭	全	全	全	全	全	全	瑞	旭	瑞	全
八	八	六	八	八	八	八	八	八	八	八	八	六	八	八
一〇〇	七〇	五〇	四〇〇	八〇	八〇	七〇	七〇	七〇	八〇	八〇	四〇〇	五〇	七〇	一〇〇
新田町	箱清水	西長野町	立	權堂町	妻	間御所町	石堂町	西長野町	長門町	茂	權堂町	櫻枝町	榮	新田町
松本染藏	高橋貞次	瀧澤桂造	大町一二	一由禮三	中澤清志	栗田金之助	山田惣吉	兒玉壽藏	阿藤良造	今井林之助	小林孝平	片山福造	深澤實	新田町

旭	瑞	旭	全	瑞	旭	全	瑞	旭	瑞	旭	全	瑞	旭	全
四	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
一五〇〇	七〇	二〇〇	七〇	二〇〇	八〇	一〇〇	一〇〇	八〇	三五	八〇	七〇	三五	二〇〇	三五
西	狐	新	諏訪町	元善町	橫澤町	元善町	西後町	田	櫻枝町	千歲町	櫻枝町	西後町	總賀新地	西
橫山平次郎	習田熊吉	清水信司	宮川貞次	山岸嘉吉	早川芳之助	若麻績純弘	上原龜次郎	鈴木芳三郎	長澤虎次郎	中村岩吉	和田糸吉	羽田喜太郎	松下信三	西







て戦線歐亞の二大洲に跨り國土の大小を以て言はん乎我は露の百分の二にも足らざるを以て萬一事不利ならん乎國民は臥薪嘗膽の覺悟なかるべからず此に於て各自内に奮興忍耐して勤勉したるの結果是等節約の爲に實際何等の沮喪をも見ざりしは幸にして宜しく此の精神を他に移して以て進どすべきなり

長野市歳入豫算比較表

年度	種別		前年度ニ對スル經常費減額
	經常部	臨時部	
三十六年度	一四、九四三三	一	一
三十七年度	一二、九九六一	一	三、六四八二
三十八年度	九、五二〇九	一	二、五〇七三

全歳出豫算比較表

三十六年度	六、五九二六	七、四五一六	一
三十七年度	五、一六七八	四、六四八三	三、三〇一〇
三十八年度	六、八七六九	三、五四八〇	二、三二八九

國縣稅及市稅比較表

國稅負擔額

年度	田租	畑雜地租	市街宅地	所得稅	營業稅	賣藥稅	酒家用	計
三十六年度	二、一九五二	八八六三	六、二五九四	一〇、四八二五	一、六七〇〇	二、三〇〇〇	一、〇〇〇	三、九〇三九
三十七年度	二、八〇〇〇	一、一四三〇	一〇、〇三三三	一七、三〇七〇	二、六〇〇〇	一、五五〇〇	三、〇〇〇	六、一七三〇
三十八年度	三、五二二三	一、四八五一	二、四〇三三	三、五五三〇	四、八三〇〇	三、六〇〇〇	三、五〇〇	九、三三〇〇

縣稅及雜收入實收額

年度	地租制	戶數割	營業稅	雜種稅	營業稅附加稅	計	雜收入	計
三十六年度	四、八〇〇〇	一五、〇一三〇	五、五〇八〇	一〇、七五九〇	三、六九〇〇	三〇、〇〇〇	一七、四三三〇	四、七〇三三
三十七年度	二、二一七〇	七、六七四〇	五、二五七〇	九、四七五〇	三、三三三〇	二七、八六七〇	一七、一四八〇	四、九三三〇
三十八年度	二、二〇三〇	五、六三三〇	五、二一六〇	七、八六三〇	三、三三三〇	二二、五〇七〇	一六、一〇八〇	四、一〇九〇

市稅實收額



年度	地價割	所得税割	國稅營業割	縣稅全上	戶別割	計	頁一平均	前年二對
三十六年度	二、六四四、五七六	五、二二〇、〇〇〇	五、八〇九、九七九	五、四〇三、三九七	五、一、一〇〇、一七〇	六、一、五二一、〇二一	九、三三〇	一
三十七年度	一、六〇九、九七〇	五、一三三、〇〇〇	五、〇三二、四三三	四、七六九、〇〇〇	三、一、一〇〇、〇〇〇	五、七、七三三、五三三	六、八〇〇	二
三十八年度	一、三三三、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	二、三六五、七五〇	五、七五七、七〇〇	三、〇、六八〇、〇〇〇	四、七、七三三、五三三	六、七三三	一〇、六

七八

納稅遲滯の弊風は行政上諸般の施設經營と阻碍澁滯せしむるのみならず財政經濟を攪亂するの因たるを以て常に昂めて之が弊習を矯正せんことを期し督促條例を設け吏員を督勵し且つ區長を招集して之を説示せしこと一再に止まらず之が爲に戰時に於ける納稅の實況は戰前杞憂せしに反して好成绩を示し國稅を除くの外、縣稅及市稅の如きは滯納の額却て減少せること左表を見て知るべし是れ事變に對する各自の決心如何と歸せざればならず而して國稅に於て滯納の稍多きが如きは宅地租及營業稅の納稅者中には割合に家計の裕かならざるもの多きを占むる爲ならん去れど納稅の良否は必しも財産の多寡に比例せず滯納者の員數は漸次減少するにも拘はらず其滯納金額の減少

せざるものは是畢竟一人にして多額の税金を納むる中流以上の者の胸篋上に出づる一種の弊風たるの如し

戰時と戰前とに於ける納稅比較表  
國稅ノ部

年度	賦課金額	人員	金額	納人員	金額	損人員	員
卅六年度	五、六三三、六三六	二、三三七	一、〇三〇、五八六	三、四七			
卅七年度	六、四七三、三三三	二、七五三	一、一〇〇、六六六	二、三三三			
卅八年度	九、三三〇、三三三	三、三三三	一、七三三、三三三	二、四三三			

縣稅之部

年度	賦課金額	人員	金額	納人員	金額	損人員	員
卅六年度	四、五五五、三三三	三、七三三	一、〇三〇、五八六	六、八〇〇			一、三三六
卅七年度	三、六三三、三三三	三、七三三	九、三三三、三三三	八、七〇〇			二、〇〇〇
卅八年度	三、三三三、三三三	三、三三三	七、〇三〇、〇〇〇	八、六三三			一、三三七

市稅ノ部

七九



年度別	金調		金滞		金欠	
	額	人員	額	人員	額	人員
卅六年度	三、〇、〇、〇、〇	三、七、一	三、六、三、六、六	三、四、〇	一、〇、五、〇、〇	二、一、四、四
卅七年度	四、七、〇、〇、八、九、九	三、三、五、三	一、七、七、三、五、〇	三、四、〇	五、七、七、五、〇	三、〇、八
卅八年度	四、六、三、四、一、九、三、〇	三、三、四、三	一、九、三、三、九、五、〇	三、三、〇	五、三、三、〇、〇	三、六、二

三十八年六月一日其筋の許可を得て基本財産蓄積條例を左の如く設けたり

基本財産蓄積條例

- 第一條 本市基本財産蓄積の爲明治四十年年度より明治五十年年度まで毎年金參千圓を積立つるものとす
- 第二條 前條積立金は市費を以て之に充つ
- 第三條 積立金は參事會の議決を経て國債券若くは地方債券を買入れ又は確實なる銀行に預入れ利殖するものとす
- 第四條 積立金より生ずる収入は之を積立金に編入す
- 第五條 公債を起またる年度に限り市會の議決を経て第一條及第四條の積立を

停止することを得  
但し本條に依り積立を停止したる場合は其年數に應じ第一條の年限を延長す  
第六條 基本財産として積立つべき金額は總て豫算に編入す  
第七條 基本財産の決算は毎翌年度必ず其要領を公示す

第二 庶務

開戦の當初即ち三十七年三月本市の四通八達最も公衆の看覽に便宜なる二天の前なる標柱を新に建替へ且つ從來のものより記載事項を左の如く訂正増加した

正面 距	裏面	左側 距	左側 距
東京兵營 陸路五拾九里貳拾四丁 瀛車路百參拾四哩壹 高崎兵營 全 參拾壹里拾七丁 全 七拾壹哩壹	明治三十七年三月 長野 野市	習志野兵營 六拾七里拾壹丁 下志津原兵營 七拾里 佐倉町兵營 七拾壹里貳拾貳丁 中野村兵營 六拾貳里拾八丁 岩淵町兵營 陸路五拾五里參拾五丁 瀛車路百貳拾七哩九	長野縣廳 四町貳拾四間 菅田村元標 參拾貳丁參拾壹間 上水内郡役所 九町壹間 安茂里村元標 參拾四丁參拾壹間



右側距 小田切村元標  
三輪村元標  
豊島村兵營

參里參丁九間  
拾貳丁五間  
陸路七拾六里

幸井村元標  
古牧村元標  
瀛車路百七拾七哩三

壹里拾八丁五拾八間  
參拾四丁貳拾八間

右側距 世田谷村兵營  
目黒村兵營  
國府臺兵營

陸路六拾貳里貳拾九丁  
六拾貳里五丁  
六拾參里參拾壹丁

瀛車路百參拾六哩八  
駒澤村兵營  
津田沼兵營

六拾貳里參拾貳丁  
六拾七里拾壹丁

長野市消防組の組織

從來の消防組は各區に於て區々設置したるものなるを以て市全体より之を見るときは其當を得ざるものあるを以て三十一年三月四日全市を七部に分つて組織せしを三十八年十二月十九日更に之を左の六組に改正組織し同時に諸給與支給規程被服貸與規程諸請求手續等を定めたり

消防組

第一條 本市を六組に分ち消防組を置く其區域名稱左の如し

長野市消防第一番組

箱清水 元善町 上西之門町 西之門町  
櫻枝町 花咲町 狐池 横澤町

全 第二番組

大門町 東後町 横町 東町  
岩石町 伊勢町 東之門町 城山  
新町 河原崎

全 第三番組

權堂町 田町 問御所町 千歳町  
鶴賀新地

全 第四番組

西後町 南縣町 新田町 石堂町  
末廣町

全 第五番組

榮町 西町 立町 若松町  
長門町 旭町 諏訪町 縣町

全 第六番組



西長野 茂 菅 妻 科

第二條 各組消防手の定員を五十名とす

但し別に火防水掛として消防手拾名を置き第一番組に屬せしむ

第三條 各組に左の役員を置く

- 一 組頭 壹 名
- 一 小頭 參 名

第四條 警鐘及器具置場の配置左の如し

組 名	警 鐘 位 置	器 具 置 場
第一番組	元善町	元善町
第二番組	大門町	大門町
第三番組	權堂町	權堂町
第四番組	石堂町	西後町
第五番組	若松町	若松町

第六番組 一 西長野 一 西長野

明治三十八年十二月十九日

第三 教 育

三十八年五月二十七日學務委員條例を改正し從來の三名を更に九名とし市内を三區域に分ち分擔を定めて戸毎に説き家毎に勸めたる結果戦前に比して一層の好果を得たること左表を見て知るべし

年 度	男女百人中就學歩合		尋常科卒業百人中高等科ニ入リシ者ノ歩合		學 齡 兒 童 數
	男	女	男	女	
三十六年度	九八、三三	九八、三三	七八、三	六二、五	二、三三八
三十七年度	九八、四八	九八、四八	八一、三	六四、五	二、四四六
三十八年度	九九、七〇	九九、七〇	八一、四	六七、四	二、四六七

其他教育事務に關しては其實績を擧ぐるに障礙を及ぼさざる範圍に於て節約を勉め又學校職員は熱誠能く節約に堪へ戦時に於ける教育上の注意に怠らざりしこと大同小異にして別に特記すべきものなきも今左に其一斑を擧ぐるときは



城山小學校に於ては三十七年九月尋常三年以上の児童の成績品即ち綴方習字圖書を集め輕井澤外二ヶ所に療養せる傷病兵に贈りて慰問の意を表したり  
 全年十二月各小學校職員聯合して金拾八圓を長野恤兵會に寄附せり其内城山東西小學校職員分拾圓あり

在籍兒童の家族に戦死者あるときは職員及兒童所屬の學級兒童之に會葬せり  
 長野恤兵會に於て戦死者の葬儀を執行するときは一部の兒童を総代として會葬せしめ其他の兒童は通路の兩側に整列して吊意を表したり  
 凱旋祝賀會も亦恤兵會と協同して之を行へり  
 戦争を教授の資料となし主として左の諸點にあり

(イ) 陸海軍に對する智識

(ロ) 滿洲韓國の地誌

(ハ) 我國の國民的精神

(ニ) 我國の世界に對する位置

戦争を訓練上の教訓資料となし主として左の諸點にあり

(イ) 我國は戦争に於ける如く他の實業教育文藝等に於ても第一等國の實を現さざるべからず

(ロ) 軍事に發明ある如く其他の方面にも發明なかるべからず

(ハ) 事をなすに力を分つな露國は戦闘力を分ちしたため敗戦を招きたること多し

(ニ) 職務に忠實なれ

(ホ) 精神は器機と相待つべきもの等なり

後町小學校に於ては職員聯合して軍事公債に應募し其債券を信濃教育會圖書館費に寄附したり

職員聯合して年末賞與の一部を割き長野恤兵會に寄附したり

全校修身及修身時間中常に戦時に際し義勇奉公の活例を採用訓示したり

家庭通知書を各學期毎に印刷し其時々戦事に關し必要なる國民の覺悟につき注意を與へたり

出征軍人家族の授業料を免除し且家族に學用品を給與したり

當校及鍋屋田小學校職員聯合して長野新聞社計畫の恤兵書簡箋募集に應じたり



職員有志者聯合して毎月金若干を醸金し新刊書を購求し要領を印刷し會員及有志者に頒ち新刊講讀研究會を組織したり  
鍋屋田小學校に於ては三十七年六月二十二日幻燈會を開催して兒童に戦争狀況を知らしめたり

全年九月五日遼陽占領祝捷提灯行列を行ふ

三十八年一月十二日旅順口占領祝捷國旗行列を行ふ

全年三月十日奉天占領祝捷紀念遠足運動をなす

全年五月二十七日日本海々戰祝捷紀念遠足運動をなす

全年九月五日平和條約に對して日比谷公園に於ける國民暴動に關し輕舉暴動の有害なることを全校生徒に訓話す

全年十月十六日平和克復の詔勅發布せられたるに付き日露戰爭に關する顛末を講話し併せて將來に對する國民の覺悟を訓話す

全年十一月十七日平和克復奉告祭には特に遙拜式を舉行し紀念として公孫樹を校庭に植う

## 其他

一 戰死者葬儀には職員生徒總代を會葬せしめ吊詞を呈す

二 戰時豫算削減により体操專科を置く能はざれば全職員師範學校教諭を聘し講習を受けて教授の任に當れり

三 封緘繪葉書を出征軍人に送りて慰問せり

高等女學校に於ては宣戰講和の二詔勅御發表の際共に奉讀式を舉げ大廟御參拜の日は祝賀式を舉げ以て聖意を体認せしむることに注意せり  
式場に於て詔勅の概要を演説し更に設くる所の訓誡の時間を以て各教室に於て特に其中に就き生徒に銘肝せしめん事を期せし要項左の如し  
宣戰の詔勅に對しては露國に於ける侵略の歴史より遂に滿洲朝鮮を壓し漸く將に本邦に及ばんとする形勢に及び以て彼の侵略主義と我邦の安全とは兩々相容れざる所以を説き宣戰の止む可らざることを丁悟せしむるに務めたり  
我軍連戰連勝の報ある際にあつては我將卒の忠勇なると國民一致の後援とは戰勝の最大因にして此事たる 今上の英明によるとは申し乍ら國民か自衛上止む



可らざる正義の戦なることを悟了して三千年の歴史上自然の結果たる國民性道義心の發揮に外ならざるを自覺せしめんことを務めたり  
 講和の詔勅に關しては兩虎相争ふ其勢共に活きずとは日露戦争の謂にして兵戈結んで解けず戦争久きに亘れば縦令彼我共に自ら斃るゝに至らずとするも漁者の其後に窺ふものなきを保せず彼が侵略的計畫を打破して我戦争の目的を遂ぐるの度に止め敢て窮追せずして講和を容れ給ひし聖意の程を了得せしむるを務めたり

大廟御參拜に就ては國家の元首たり民族の中心たる 天皇陛下にして戦后早々大廟御參拜あらせ給ふを拜し參らするに就きては其支族たり臣民たる各人の家々に於ても祖先に對する誠敬の義を怠る可らず宮中の賢所は家々の佛壇に比すべく其神体たる寶鏡は家々に於ける祖先の靈牌に比すべし而して賢所は内侍所の稱ありて内侍の奉祠する所なると同じく家々にある神佛も婦人の奉祠する所然るに科學の進歩に伴ふて人の迷信の漸く減すると共に女子か神佛に對する誠敬の念も亦自ら減却するが如き弊なきにあらず是れ國性民俗の上より見て重大

の件なるを信し毎に之を救濟するに注意せるも此回の御參拜を機として特に茲に注意を拂ひたり

信州の名産たる眞綿を以て滿洲冬營軍隊用として着背綿貳千五百枚一枚十匁を調製して聊か後援の微意を表したり

軍隊用シャツ四百組の裁縫を引受け教師生員協同之に従事し其勞銀の一半を長野恤兵會に寄附し一半を義勇艦隊に寄附することとせり

教師及ひ生徒惣代を以て輕井澤に收容されし傷病兵を訪問し生徒の成績物たる圖書習字作文等を贈與して消閑の具に供し以て之を慰藉せり

本年度春季より紀念園の端を起し漸次に大成を期せんとす  
 市立各學校の職員中出征せるは左の六名にして内一名は名譽の戦死を遂げ其他は皆凱旋して叙勳賜金の榮を荷へり

校名	職名	叙勳位賜金	官名	氏名
後町西小學校	尋常科訓導	旭七一時金百八拾圓	騎兵曹長	宮下貞夫
全	代用教員	一時金三十五圓	歩兵一等卒	早川宗治郎



商業學校	全	助	論	論	步兵中尉	岡寺宣秀
鍋屋田小學校	尋常科准訓導	正八位旭六功六	瑞八一時金八拾四	步兵少尉	戰死 森 庵	
長野高等女學校	教	旭七一時金參百四	步兵一等卒	特務曹長	佐山節生	
					宮下春祐	

私立信濃裁縫女學校は市下石堂町に在り土屋寅太氏自から校長となりて經營する所、私立學校の萎靡振はざるの今日に在りて長野市唯一の裁縫女學校たり其の戦時に對する行動は左の如くなりき

- 一 陸軍恤兵部へ金參拾七圓五拾錢寄附
- 一 長野恤兵會へ金貳拾圓寄附
- 一 市内石堂町軍人家族へ金拾貳圓寄贈
- 一 私製封緘繪葉書千二百枚(價格拾八圓)を出征軍人へ寄贈
- 一 軍用シャツ、ツボン下、四百組を調達す

第四 農 商

本市の大半は市街地にして商業を營むものなるも其周圍に位せる茂菅、西長野、箱清水及妻科等の諸部落は農業に従事するもの多く耕地反別約貳百參十七町歩餘を有するを以て普通農事の改良發達は本市の亦應さに努むべき事業なり然るに開戦以來の召集國庫債券の募集等直接の影響を受け農家の氣勢振はざるものあるを以て時の縣知事關清英氏は書記官横田太一郎氏を代理として各専門の技師を隨へ北信各郡市へ派遣し産業者の心得及産業の發展に關する經營方法を講説せしめ長野地方は四月中上水内郡役所樓上にて右講演あり又左の訓示を發せられたり

訓第二百四十一號 (明治三十七年四月十三日)

時局の徒らに悲觀すべからざるは勿論なるを以て進んで産業の發展を促し國富の増進を圖るの主旨に基き今般縣民一般を警醒するため獎勵すべき事項の大要を示して告諭し其施行の方法等の如きは各郡市へ専門の技師を派遣して講説せしむると共に縣内を數區に分ち各其担当者を決め監督可爲致に付其市に於ても督勵委員を設け其方法氏名は當廳に報告せらるべし



右訓示により本市は産業督勵部を置き三十八年二月左の委員を定めたり

- 産業督勵委員長  
長野市長 鈴木小右衛門
- 産業督勵委員  
長野市助役 岩田勝義  
長野市書記(全市監督)井上齊  
長野市書記(同)町田耕之助  
第一區(受持)廣田兵之助
- 第二區(受持)荒井一三  
第四區(同)内田辰治郎  
第五區(同)内田慶藏  
第十六區(同)徳武勇作  
第卅二區(同)戸谷長太郎  
第卅五區(同)北嶋倅一郎

各區委員は受持區域内産業の状況を視察し左記改良事項の督勵に任じ市委員は之が監督をなし以て一般に奨勵したり

- 一、米種子の選擇
- 二、短冊形苗代の施設
- 三、苗代害虫驅除
- 四、麥種子の選擇及麥奴豫防
- 五、麥奴拔取

### 六、本田螟虫被害莖拔取

右事項奨勵の結果其効果頗る表はれ果して最初の豫定に反せざりき今其事績の概表を左に掲ぐ

#### (一) 米種子鹽水撰

年次	種別	種子総量	鹽水撰實行量	實行歩合	作人農家總戸數	鹽水撰實行戸數	實行歩合
三十七年		三、八〇〇	一、八七五	〇、四九	三二戸	三戸	九、三
三十八年		三、九〇〇	一、七五〇	〇、四四	三〇七	一九八	六、四

#### (二) 麥種子鹽水撰

年次	種別	種子総量	鹽水撰實行量	實行歩合	作人農家總戸數	鹽水撰實行戸數	實行歩合
三十七年		一六、一五〇	二、六七三	一、五	三二戸	四戸	一、二五
三十八年		三、三〇〇	一、八一〇	〇、二七	三〇七	二六五	八、六

#### (三) 麥黑穗豫防



年次種別	麥作總反別	麥黑穗拔取實行反別	實行歩合
三十七年	一七四、九〇〇 <small>歩</small>	三二、〇二〇 <small>歩</small>	一八三
三十八年	一七〇、九〇〇	一五〇、五〇〇	八八〇

(四) 稻苗正條植

年次種別	稻作總反別	正條植實行反別	實行歩合
三十七年	一五三、〇〇〇 <small>歩</small>	一、七六〇 <small>歩</small>	〇、〇一
三十八年	一五二、五〇〇	二、〇五〇	〇、〇三

(五) 共同苗代

年次種別	共同苗代個所	共同苗代反別	苗代總反別ニ對スル實行歩合
三十八年	一三	、四七二 <small>五歩</small>	、二五五
三十九年	三〇	一、八七〇 <small>三</small>	一、〇〇〇

(六) 短冊形苗代

年次種別	苗代總反別	短冊形苗代實行反別	實行歩合
三十八年	一八、七〇三 <small>歩</small>	一、七八二 <small>五</small>	、九五六
三十九年	一八、七〇三	一、八七〇 <small>三</small>	一、〇〇〇

苗代害虫驅除方法

- 一 農家一戸毎に捕虫網を備へしめ毎日一回以上驅除をなさしめたり
  - 二 誘蛾燈を苗代毎に一個を設置せしめ毎夕点火誘殺をなさしめたり
- 但一畝歩以上は一畝歩毎に一個を設置せしむ

右の方法を以て驅除を厲行し遺憾なからんことを期したり

前項の如く茂菅、西長野、箱清水及妻科は本市の西北隅に偏在し主として農業を營むものなるを以て種子及肥料の購買等共同に倚るの利益あるを察し茂菅は時局以前に在つて既に有限責任茂菅信用組合を設立したるも時局の發展は倍組合の擴張を促し來り明治三十八年一月組織を改めて更に無限責任としたり是より先



西長野及之に隣接せる狐池も亦農事の發達上産業組合の必要を看取し明治三十七年十月有限責任西長野狐池信用組合を設立するに至れり  
又三十九年二月には更に市農會を設立し産業上の講話會及講習會を開き以て之が改良進歩を企圖しつゝあり

炭菅部落に一種の産業獎勵會あり蠶業改良の目的を以て三十八年四月中養蠶婦人會なるものを創立し三十九年三月中今の名稱に改め部落全戸を會員としたるものにして創立日尙淺きも現今十五圓の基本金と數歩の試作桑園とを有し事務所は會長の自宅に置き集會は會員の自宅に輪番に開會し試作に關する一切の費用は試作上の取得金を以て之に充つ而して毎年一月六日新年祝賀會を開き併せて前年の決算報告其他の事項を協議決定するものとす是れ皆現會長廣田兵之助氏の熱心盡力に成れるものなり

第五 衛 生

(附長野市醫會)

戰時中應召者の家族にして無料診療を受けんとするものには市役所に於て其出征者の家族たることを証明するときは總て無料施療することを長野市醫會に於

て協定したるに依り市役所は日本赤十字社長長野支部病院に於ても亦其轍を同うせんことを交渉し甘諾を得て之を實行したり而して三十七年二月より三十九年二月まで二ヶ年間に於て之が証明を興へたる延人員左の如し

日本赤十字社長長野支部病院に對するもの 五十八人  
市内開業醫士に對するもの 五百六十二人

計

六百二十人

其市内開業醫士に對する細別左の如し

投劑價格	患者人員	施療醫士氏名
一二五 <sup>四</sup> 六三〇	五一	田 中 巖
五六、二八〇	五	北 村 準 三
三一、七七〇	四	吉 澤 義 夫
二五、四八〇	八	入 久 米 治
二〇、六七〇	七	佐 藤 清 美
二〇、三八〇	九	山 崎 玄 仲



一二四一〇	一	岩男
一二三一〇	一	山下成雄
一〇〇〇〇	六	金澤正氏
二九、九〇〇	二八	成嶋吾郎
計三四四、八三〇	一四〇	十人

三十九年一月大坂、神戸、及山口地方に「ペスト」有菌鼠發生の兆あるを以て市は特に豫防上の告諭を發し且つ交通機關たる共同中牛馬會社外七會社を招集して左記の如く豫防方法を定めたり

- 一 倉庫内の荷物成るべく一旦取除き又は積替へて掃除をなし塵芥を焼却すること
- 一 倉庫内の損所は直に修繕を加へ鼠の出入せざる様注意すること
- 一 倉庫床下にある空氣抜口には金網を以て鼠の出入し得ざる様にすること
- 一 倉庫には捕鼠器械を備付け其他適當なる方法に依り驅除を怠らざることを
- 一 「ペスト」流行地より輸入する荷物は其時々消毒を行ふこと

又時局の際より市内公共便所に燈火を点じ夜間公衆の便利を圖ると同時に其不潔に至ると豫防せんとしたり而して此の點燈は西町點燈商行之寄附に係るものとす市立長野病院を日本赤十字社に讓渡の件三十六年十二月三日市會に於て議決し三十七年六月二日登記を経たり

讓渡の動産不動産

長野市大字南長野字高畑一一三七番外二四筆

- 一 敷地二千五百三坪
  - 一 建物七百八十五坪三合四勺八才外に附屬の不動産悉皆
  - 一 病院附屬の器械器具等悉皆
  - 一 代金四萬五千圓
- 讓渡附帶の條件
- 一 讓渡の地所及建物不用に屬したるときは縁故を以て長野市に特賣するものとす
  - 一 長野支部病院設立中は長野市住民に對しては往診料を徴收せざるものとす



第六 神社及宗教 (附信濃招魂社 善光寺保存會)

神社 時局中市下の縣郷村社に於ては何れも奉仕の神職宣戰平和の奉告祭戰勝健康祭を執行し或は戰病死者の分骨葬儀に參列し或は軍人家族を慰問する等終始出精を擡でたり

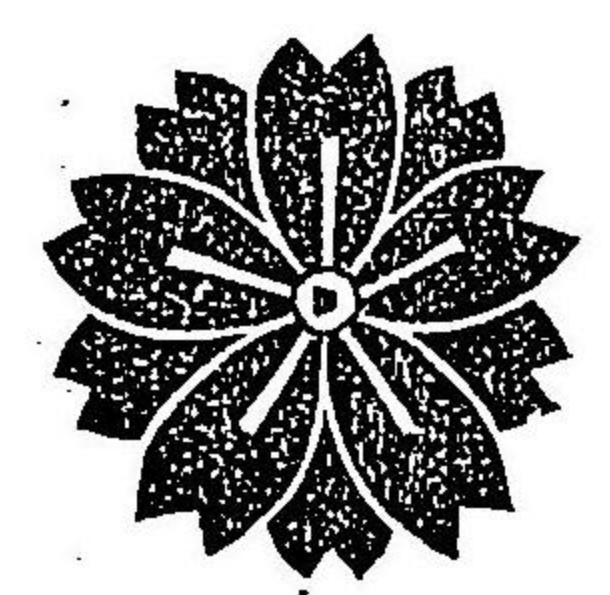
信濃招魂社は明治十一年十二月當時の駐在官陸軍歩兵曹長城貞吉全鈴木朝思等首唱となり西南の役に於ける殉難者の忠魂義魂を吊祭せんが爲に城山に一碑を建て其氏名を彫刻せんとしたるに胚胎し全十二年六月全人等更に招魂社創立のこゝを出願せるに對し全十三年四月十二日本縣の許可を得たるも未だ設立に至らず全二十八年十二月二十八日彼の廿七八年の役戰死者合祀及増資のこゝを本縣の稟請に依り内務省より許可せらる然るに全三十四年十月本市に於て紀念公園の經營あるを以て該敷地並に該社建築に關する一切の事を起業者より本市に引繼き全園内に信濃招魂社新築の條件を協約したり依て本市は全三十六年五月公園内よ二百九十四坪九合五勺の地を劃して該社の敷地とし茲に社殿を新築し工成りて縣下一市十六郡の忠死者四百三十三名を合祀したり其の芳名は歴とし

て永く本社之神名帳に存せり其人員を郡市別に擧ぐれば左表の如し

南佐久郡	二	北安曇郡	二七
北佐久郡	二六	更級郡	三一
小縣郡	四四	埴科郡	三九
諏訪郡	三八	上高井郡	一五
上伊那郡	四九	下高井郡	一九
下伊那郡	一七	上水内郡	三八
西筑摩郡	一七	下水内郡	二〇
東筑摩郡	一九	長野市	四
南安曇郡	二八	計	四三三

今回三十七八年戰役に際しては宣戰平和勝利報告等祭典を執行せしこと前後十  
一回且つ社頭に用ふる高張提灯等の紋章を左掲の如く八重櫻と定めたり

紋章





寺院

善光寺

一〇四

善光寺に於ては三十七年二月八日より三十八年十月三十一日に至る二十  
 一月間田征將卒の健康と武運長久とを祈り法會祈禱を執行すること數十回又  
 所望者及戦地へ守佛守札を授與發送すること其數數十萬に達したる等勤行堅固  
 慈光愈普し

其他時局に際し紀念の爲本社に物品等を寄附せられたる有志者は左の如し

品名	數量	價格	住	所	氏名
古銅鏡	一面			東後町十二番地與右衛門母	北澤 みい
大石燈籠	一基	百圓		長野青年會代表者	渡邊 敏
梅櫻樹	各一株			西町士族	沼田 昌充
計					三人

又三十八年五月戰勝紀念として社殿の側に杉樹二十五本を植栽したり  
 財團 善光寺保存會

欽明天皇の御宇に創めて我國に渡來したる善光寺如來は歴代の天皇之を崇敬し  
 給ひ 孝極天皇の御世に營ませ給ひし善光寺の如きは規模宏大結構極めて莊嚴

なりしも大同天延天仁治承等數回の回祿に罹り源賴朝大に再建を助けて當初の  
 莊觀に復したる後亦數回の祝融に罹り且つ戰國ふ方りて甲府岐阜濱松方廣寺等  
 各所に轉々し徳川氏の世に及んで舊に復し且つ伽藍を建設したるも後又寛永永  
 祿兩度の火災あり而して元祿後に成りし今の金堂は民屋を避けて稍北方に卜築  
 し文治以前の莊麗には及ばざるも文永以後のものに比すれば幾層の莊嚴を加へ  
 たり去れど骨堂位牌堂回廊二王門の如き尙未だ具備せず加之堂塔伽藍の永存境  
 内の經營等保勝上の事業も亦尠しとせず是に於て乎有志者の久しく口に唱へた  
 る維持方法の遂に此の戰役中に實現して善光寺保存會の設立を見次て三十九年  
 一月十日財團法人として寄附行爲をなし以て法燈の永劫に滅せざるの機關を確  
 立するに至れり

今全會の將來に變更することを得ざる規程を見るに左の如し

善光寺維持財團法人寄附行爲

第一條 本法人ハ善光寺如來ヲ奉安スル堂塔伽藍ノ永存ニ要スル費用並ニ境内  
 保勝ノ爲ニ要スル費用ヲ供給スルヲ以テ目的トス



第六條 資産トシテ前條ノ收入アリタルトキハ其拾分ノ八ヲ基本財産トシ其十分ノ二及基本財産ヨリ生スル果實ヲ以テ本法人ノ事務ヲ處理スル爲ニ要スル費用並ニ第一條ノ實用ニ充ツルモノトス

基本財産ハ補則第二十一條ノ場合ノ外之ヲ支出スルコトヲ得ズ

第七條 本法人ノ基本財産ハ公債ニ換へ遞信省又ハ政府ノ監理ニ屬スル銀行ニ保管ヲ請フモノトス不動産ニ就テハ貸貸借又ハ小作ニ付シテ收利ヲ計ルベキモノトス

但現金五萬圓未滿ナルトキハ本條ノ規定ニ拘ハラズ確實ナル銀行ニ預入レ利殖ヲ計ルヲ妨グズ

第七 勤儉の奨励

勤儉の趣旨に基き先づ三十七年十一月二十六日長野市役所員貯金組合を設けたり其規約左の如し

長野市役所員貯金組合同規約

第一條 長野市役所員ハ本規約ニ依リ組合ヲ設ケ郵便貯金ヲ爲スベキモノトス

第二條 本組合ハ長野市役所員貯金組合ト稱ス

第三條 長野市役所員トシテ新ニ赴任セシモノハ幹事ヲ經テ本組合ニ加入スベキモノトス

第四條 本組合員ハ長野市役所員タル間ハ組合ヲ脱スルコトヲ得ザルモノトス

第五條 本規約ニ依レル貯金事務ヲ處理スル爲幹事長一名幹事副長一名ヲ置キ幹事長ハ市長トシ幹事副長ハ助役トシ幹事ハ幹事長之ヲ指名囑託ス

幹事長事故アルトキハ幹事副長之ヲ代理ス

第六條 幹事長ハ本組合ヲ代表シ且ツ本規約貯金一切ノ事務ヲ總理ス

第七條 本組合員ハ毎月金拾錢以上月給受領當日預ケ入ル、モノトス

第八條 組合員ノ貯金通帳ハ幹事之ヲ保管シ貯金預ケ入レノ際ハ組合員各自ヨリ貯金ヲ幹事ニ差出スモノトス

前項ニ依リ組合員ヨリ貯金ヲ受領シタル幹事ハ各自ノ貯金通帳ヲ以テ郵便貯金ニ預ケ入レノ手續ヲ爲スベシ

第九條 組合員ハ幹事ニ申出デ自己ノ通帳ヲ閱覽スルコトヲ得



第十條 組合員ハ左ノ場合ニ限り其事由ヲ申出デ幹事長ノ承認ヲ得テ貯金ノ拂戻ヲナスコトヲ得

- 一、自己又ハ家族ノ疾病ニ罹リタルトキ
- 二、自己又ハ家族ニ慶吊事アリタルトキ
- 三、其他幹事長ノ相當ノ理由アリト認めタルトキ

第十一條 本規約ニ依ル郵便貯金ニ對シテハ明治三十六年十二月遞信省令第五

十六號規約貯金特別取扱規則ノ特別取扱ヲ受クルモノトス

第十二條 本組合ヲ脱スルモノ及第十條ニ依リ貯金拂戻ヲ要スルモノニ對シテ

ハ左ノ方法ニ依リ郵便官署ニ其證明ヲ爲スモノトス

- 一、組合ヲ脱スルモノニハ幹事長ニ於テ記名調印シタル證明書ヲ交付ス
- 二、貯金ノ拂戻ヲナスモノニ對シテハ幹事長ニ於テ拂戻請求書ノ餘白ニ拂戻證明ト記載シ認印ヲ捺ス

第十三條 本規約ノ改正變更ハ組合員過半数ノ同意ヲ得テ之ヲ定ム

第十四條 本規約ニ加入ヲ證スル爲組合員ハ左ニ氏名ヲ列記捺印ス

明治三十七年十一月十六日成立

第八 軍人家族生業扶助の獎勵

(附) バテレンレス傳習所

軍人家族生業扶助に關する獎勵の事ども左の如し

(一) 出征軍人家族にして生計困難なるものに對しては長野恤兵會に於て實地視察の上該委員會の決定に依り毎月若干の補助金を贈與しつゝ有之候處之を時局に鑑み更に之を將來に考ふるに出征軍人家族の補助は生業の扶助を以て最も適切の方法と認め候に付差向バテレンレス製作に従事せしむるの見込を以て曩に委員を横濱に派遣し「サイモジ」「ホーラク」の二商會に交渉の上見本品に依り之を試製せしめたるに其結果頗る良好にして一廉の手工たるべき見込有之候に付同會に於ても可及的從業上の便宜を與へ候筈に付御區内出征者家族にして手工等に堪ふるものは精々御勸誘の上製作に従事し之を以て生計の一部を補ひ候様特に御配慮相成候様致度此段及照會候也

明治三十七年八月十八日

長野市長鈴木小右衛門



追て本文従業希望者は西后町パレンレース製作傳習所へ直接申込候様御示し相成度申添候也

(二)

新田町野澤才吉妻 ノメ

右の者夫出征中從來の營業たる石版印刷を以て辛うじて生計を立て居るも何分織弱なる婦女子の手一つにて廣く注文先を求むるにも頗る困難の場合にて本會にても月々補助金を與へつゝ有之候處尙本人の情願も有之候間貴院に於て印刷に附せらるゝ様のもの有之候節は可成全人へ御命じ相成候様特に御取計相成間敷哉此段及御依頼置候也

明治三十七年十二月五日

長野恤兵會

日本赤十字社長野支部病院御中

(三) 出征軍人家族生業扶助方法の一として今回本會に於て來る六月一日よりパレンレース傳習所を開設候に付ては軍人家族には相當補助の方法も有之候間左記事項御承知の上御區内へ御勸誘の上成るべく多數入所候様御配意相煩度此段及

御依頼候也

明治三十八年五月廿六日

長野恤兵會長鈴木小右衛門

各幹事宛

追て軍人家族以外の希望者も入所を許し候條御含み相成度申添候也

記

一 工場 縣町

二 開始 六月一日午前九時

三 補助 傳習中軍人家族には一日八錢を給す

斯くて三十八年七月三十一日傳習生三十七名に修了證書を授與し三十八年十月二十日再び傳習生二十三名に修了證書を授與し皆勤生四人に絨臺壹個づゝ優等生六人に天笠木綿貳尺づゝ授與して獎勵したり

(四) 三十八年五月西町渡邊仁兵衛氏信濃山林會經木工業部に附屬の長野山林工業會を開設し又二三の「レース」工場市内お起りたり

經木は小山善太郎氏が三十五年中農商務省の囑託を受け麥稈眞田取調の爲濠洲



を漫遊せしが其結果經木の麥稈に比して一層有望あるを知り苦心の末遂に經木を用ひてリボン敷物帽子織物等八種の製造法を案出し三十六年十二月特許登録を受け次で又襟飾外四種の製造法を發明し三十八年七月其登録を受けたるに始まれる由なり

(五)三十七年中信濃山林會に於ては經木工業部を設け男女生徒を各郡市より募集し修業せしめたり而して本市より出たる修業生徒八名とす  
本市に於けるパテンレース工業は去る明治三十五年十二月西後町鈴木彦藏及權堂町小林常治郎の二氏が共同して西後町に工場を設置したるに始まり其の原料を新潟縣高田町より送り其製品を全所へ返送したりしが當時カラー製作の技を卒業せるもの六百餘名に及び單にパテンレースと稱するも元來パテンレースとは二種にしてパテンは花瓶掛などの裝飾品に用ひられレースは主に米國婦人用にしてカラー、カフス、裾飾り等に用ひらるゝものなりとぞ

卅六年八月鷲塚源太郎氏南縣町に其分工場を開きたり三十七年七月本會委員原山太吉末田義夫の兩氏を横濱に派遣し該市の商館と取引を約し卅八年六月一日

より本會附屬パテンレース傳習所を縣町に設置し先づ出征軍人家族二十餘名に傳習したり

三十八年十月二十六日帝國軍人援護會より本會の生業扶助に對し金千二百圓を補助として交付せられたるを以て十二月には更に幼兒保育の方法をも設け稚兒携帶者の爲に一層の便宜を與ふることとし傳習員中の山上とく石川やすの兩名に保姆を囑託し傳習員も既に五十餘名に上りたるを以て創立以來盡力したる高坂金太郎氏に改めて事務員を囑託したり

## 第九 犒軍及吊祭

### (一) 犒 軍

犒軍及吊祭の事業は長野恤兵會をして専ら之に任せしめたり而して戰時中本市に於て軍隊を犒ひたるは重に第二師團新發田第十六聯隊及村松第三十聯隊の兵員輸送通過の際長野停車場に於てせるものにして他は第一師團高崎第十五聯隊の兵員に關してなり

長野恤兵會が單獨にて之を行ひたるは二回にして其他の百數十回は皆縣廳上水



内郡役所日本赤十字社長野支部愛國婦人會長長野支部等と聯合して共同に之を行  
ひたるものなり

今其概況を擧ぐれば長野停車場なる藤屋(對旭館)支店に長野恤兵會事務所を設置  
し會長以下役員事務員市吏員出張して其着車を待受け軍隊の到着するやプラン  
トホームに於て軍樂を吹奏し茶菓子、マツチ及善光寺如來御影是れは希望者に配  
與す等を各兵員に進め又傷病者通過の際には信濃名所繪葉書、川中島古戰場之圖  
筆果或は蜜柑等を贈り其他晝食宿泊所等の幹旋をなし其間二星霜の久しき晝夜  
どなく風雨どなく出征凱旋共に終始一日の如く軍氣を勵まし兵士を慰むるに努  
めたり

(二) 吊 祭

忠死者の遺骨は市役所に到着するに随つて順次に傳送したり其手續は縣社々司  
以下六名の神職に囑して市役所樓上を式場となし當日は親戚、市參事會員、恤兵會  
委員等參列し莊嚴なる國禮式を以て遺族に傳へ毎回其家に送届けたり  
又其筋より直接に該家に向けて送らるるときは之を停車場に出迎へ沿道の各戸

は吊旗を掲げて哀悼の意を表したり  
葬儀は總て十二回にして内自家に於て私葬したるもの七回恤兵會に於て公葬し  
たるもの五回とす今當時の情況の一斑を示さんが爲に公葬私葬各一を擧げ其他  
は總て省略に従ふ

三十七年十月二日故陸軍看護手矢島儀三郎氏の葬儀を城山に行はれたり戦歿者  
の葬式は恤兵會に於て之を執行するの例なるも氏は自家に於て之を營むこと  
なりたるを以て恤兵會は會の細則に依り吊慰料及生花を贈りたり會長以下各役  
員市内知名の女士其他生前氏を知ると知らざるとを問はず會葬するもの頗る多  
く其儀甚だ盛なり之を今回の戦役に於ける忠死者私葬の始めとす當日柩前に於  
て鈴木恤兵會長の朗讀したる吊詞は左の如し

吊 詞

征露の事あるや我が長野市より出で、軍に従ふもの今や既に二百有餘名矢島  
儀三郎君亦出で、陸軍看護手たり想ふに銃劍戦闘に従ふも収容看護を事とす  
るも其業二にして其事一なり均しく是れ國に殉ずるものなり君不幸病魔の侵



す所となり未だ事變の終局を見るに及ばずして八月二十二日遂に青泥窪の兵  
站病院に歿す誠に悼むべきなり

本日義兄浦太郎君が遺骨を迎へて葬儀を舉げらる長野恤兵會及全市の有志  
者知ると知らざるを問はせ盛に葬儀に會せ死者亦餘榮なしとせず君以て瞑  
すべし茲に謹で吊詞を述べ

明治三十七年十月二日

長野恤兵會長長野市長鈴木小右衛門

三十七年十月十五日長野恤兵會は山田伍長外三君の葬儀を城山に執行せり之を

三十七八年戦役に於ける忠死者公葬の始めとす當日恤兵會長の吊詞左の如し

吊詞

明治卅七年十月十五日長野恤兵會長鈴木小右衛門等謹みて長野市出征軍士故

歩兵伍長 山田善作君

歩兵上等兵 村田惠三郎君

歩兵一等卒 松澤浦治郎君

歩兵一等卒 傳田兼太郎君

等の靈に告ぐ

茲に本會は君等の忠骨を迎へて天正の遺墟たる城山に葬儀を舉行す

想ふに日露の交戦は近世進歩の戦術と武器とに加ふるに千古未聞の大激戦を  
以てす諸君は實に此の役に殉す其忠や千曲の清冽に比すべく其勇や淺間の猛  
噴の如し而も千曲の流淺間の煙は長へに存すと雖も諸君は今や亡し感何ぞ極  
まらん

嗚呼諸君の死は誠に悲むべく悼むべきも抑臣士報効の大義を盡して永く其名  
を竹帛に留む亦以て遺憾なかるべし

本日葬儀を舉行するに方り全市の紳士淑女皆來り臨まる獨り本會の光榮たる  
のみならず死者亦餘榮なしとせず尙くは瞑せよ

明治三十七年十月十五日 長野恤兵會長長野市長鈴木小右衛門

次に葬儀の行列道順式場等の次第を擧ぐれば左の如し

(1) 行列

警官——先導——樂隊 生花亭 生花亭 生花亭 緞子籠亭 造花亭 造花亭 大放鳥

自亭 生花亭 生花亭 盛籠亭 造花亭 造花亭 牡丹籠亭 生花亭 造花亭



緞子籠白丁在郷軍人 神職 吊旗 高張白丁 造花白丁 名旗白丁 位牌最近親族 先案内最近親族  
 鉢僧 太鼓 維那僧 副導師長柄 副導師長柄 先箱最近親族 大導師長柄 十念寺 曲錄 鉢箱  
 柩白丁 故傳田兼太郎君遺骨 喪主最近親族 十人以上 吊旗 高張白丁 造花白丁 名旗白丁  
 位牌最近親族 先案内最近親族 先箱 從僧 饒從僧 鉢 脇導師長柄 脇導師長柄 會行事 大導  
 師長柄 康樂寺 曲錄 鉢箱 柩白丁 故松澤浦次郎君遺骨 喪主最近親族 十人以上 高張白丁  
 造花白丁 名旗白丁 位牌最近親族 先案内最近親族 鉢僧 太鼓 維那僧 副導師長柄 副導  
 師長柄 先箱 大導師長柄 四方寺 曲錄 鉢箱 柩白丁 故村田惠三郎君遺骨 喪主  
最近親族 十人以上 高張白丁 造花白丁 名旗白丁 位牌最近親族 先案内最近親族 從僧  
 饒從僧 鉢 脇導師長柄 脇導師長柄 會行事 大導師長柄 明行寺 曲錄 鉢箱 柩白丁 故  
 山田善作君遺骨 喪主最近親族 十人以上 吊旗 高張白丁 學校音樂隊 恤兵會旗 恤兵會委  
 員 助役 市長 參事會員 市會議長 市會議員 恤兵會幹事 市役  
 所員 小學校 高等女學校 商業學校 一般會葬者 順路

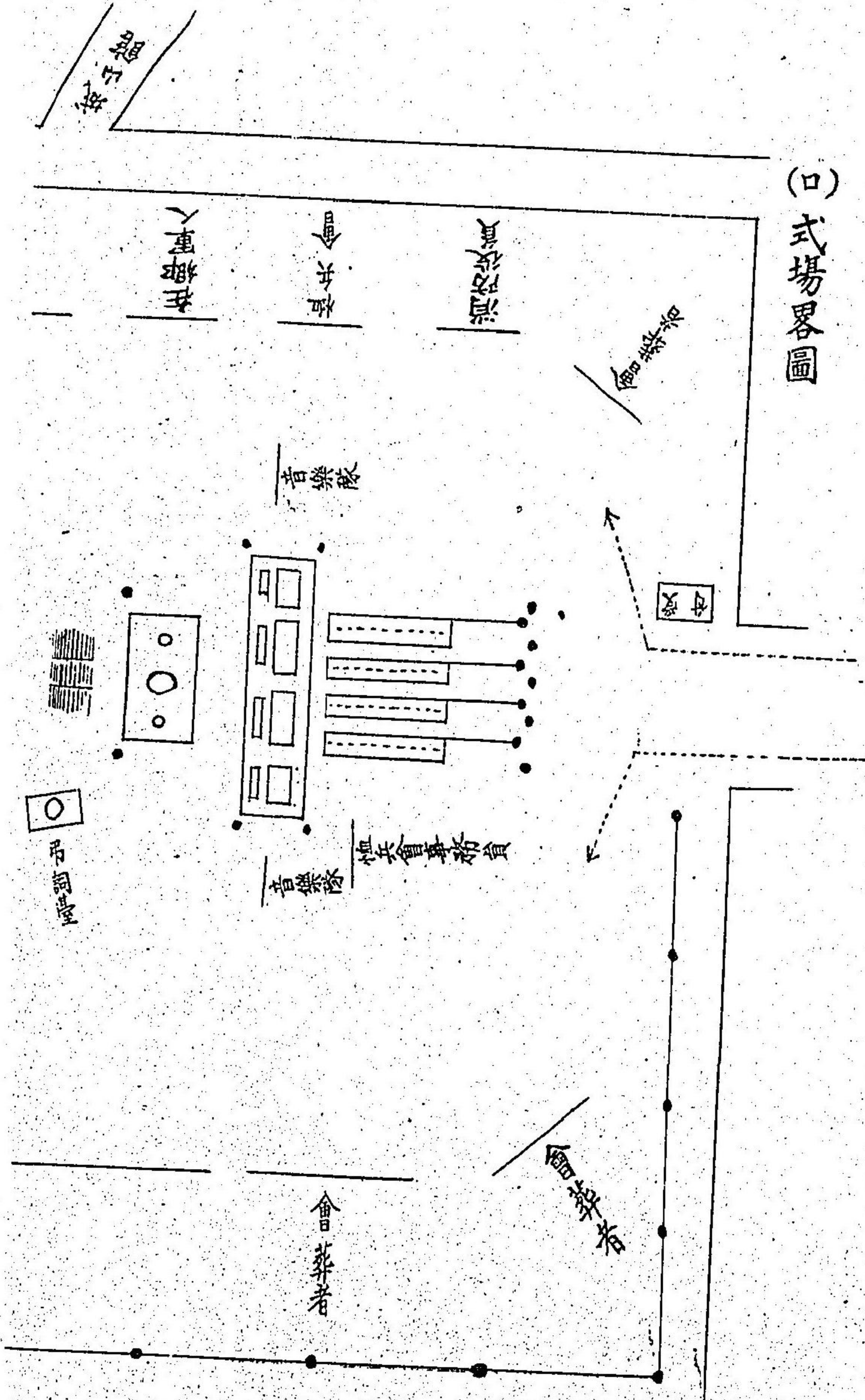
十月十五日午後一時千歳町鍋屋田小學校運動場出棺城山學校運動場に於て葬儀

執行

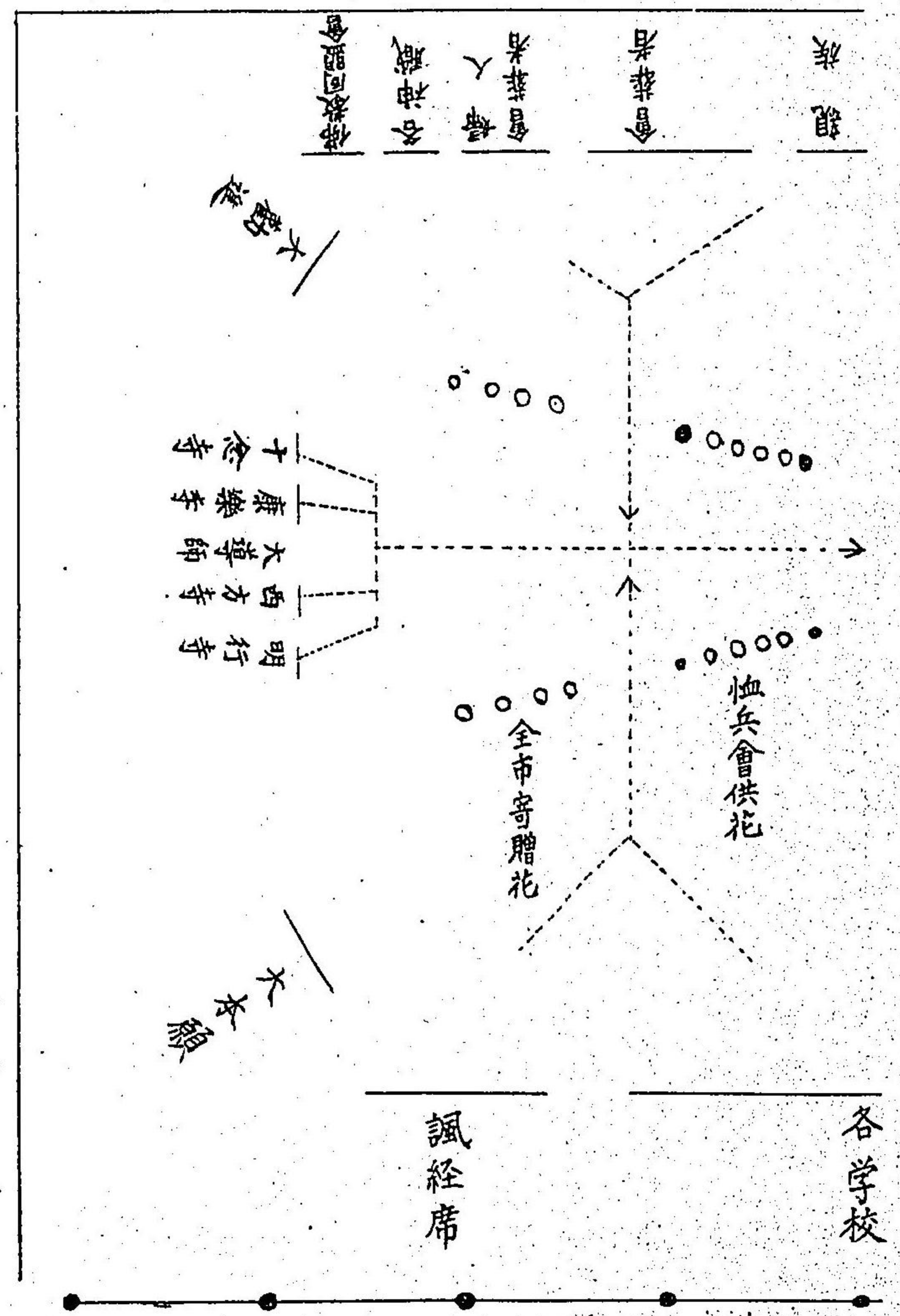
千歳町より間御所新道を経て新田町に出で大門町に至り横町岩石町を過ぎ田島  
 新道を上り式場に着  
 行列は二列若しくは四列の事



(口) 式場畧圖



城山道





(ハ) 式順序

- 一 鳴物
  - 二 奏樂
  - 三 各寺の焼香
  - 四 會葬者の吊詞
  - 五 讀經
  - 六 奏樂 此際遺族親族焼香
  - 七 親族總代(各一名)恤兵會事務員と共に迴禮の上退散
- 三十八年一月八日本縣に於て縣下戦病死者吊祭並に旅順口陷落祝賀會を善光寺並に皇典講究分所に行ふに付本市は委員を選びて之に参加せり其儀甚盛なりき」又其式場に於ける光景の一斑を言はん各導師順次に莊重の焼香を行ひ參列者の重立たる者交るゝに吊詞を捧讀し奏樂を以て式を始め奏樂を以て式を終り參觀の群衆は十重二十重に式場の周圍に集ひて毎回未曾有の壯觀なりき

第十 慰問及慰藉

- 一 戦地に在る本市出身軍人に向け恤兵會長より慰問を發狀送すること三十七年六月二十四日、八月十二日、九月十日、九月二十六日の四回とす
- 一 三十七年九月七日第二回長野全市大祝勝會等の記事を滿載しある信濃毎日長野、長野日々の三新聞各一千枚を戦地に發贈す
- 一 三十七年九月十五日より傷病兵慰問の爲市會の議決に依り鈴木市長、水品市會議長、原山議長代理者、荒井市參事會員、井上書記の五名東京豫備病院轉地療養所たる輕井澤、追分、沓掛の各療養所を順次歴訪して傷病兵千九百七十八人に半紙千九百八十帖を分贈したり
- 一 三十七年六月二十六日午後八時より城山館に出征者家族懇話會を開きたり當夜家族の出席せしもの老幼婦女ともに三百餘名午後十一時孰れも皆満足を表して散會したり其狀況左の如し

(一) 出征軍士の門戸へ掲ぐべき標札及紀念手巾を配與す

但手巾は大門町山口康治氏の寄贈せしものなり



(二) 恤兵會愛國婦人會其他參列員の談話

(三) 幻燈講話

三十八年四月十四日より二十日に至る一週間千歳座演劇無料観覧券一千枚  
 を作りて出征軍人の家族に配付し聊か其の心情を慰めんとしたり  
 一 三十八年八月長野市出身軍人及其他關係ある將校にして所在判明せるもの  
 へは梅肉エキス三個(錫香合入)つゝ郵送せり其書簡左の如し  
 拜啓今や我が百万の將士は炎風熱雨に暴露して生死の境に入らせらる余輩は  
 諸君が年餘の久しき懸軍万里晝夜強行の陣頭に行動せらるゝを想察して實に  
 満腔の感謝に堪へざるのみならず威武日に揚り國光月に赫々たるものあるを  
 思ふて轉々感激の情禁する能はず  
 本會の如きも亦夙夜後援犒勞の事に従ひつゝあるも限りあるれ義金と時間と  
 を以て古今未曾有の局面に貢献せんとする固より未だ其意に満たざるもの多  
 きの己むを得ざるは諸君請ふ之を諒とせられんことを  
 此の梅肉エキスは今夏本市城山ある

皇太子殿下紀念公園の梅實を採收して製したるものに係る若し諸君が千軍萬  
 馬山谷を馳驅し炎塵を奔走せらるゝの際之をポケットに取りて飲を忍び渴  
 を慰するの料に供せらるゝあらば茲に全市民の微意を代表して贈呈せんとす  
 る本會が望外の幸に御座候敬具

明治三十八年八月

長野市役所内 長野恤兵會長鈴木小右衛門

出征某殿

(附言) 製方 梅實の核を去り其肉を細截して之が液汁を搾取り之を清潔なる  
 容器に入れ天熱に曝らし水飛して製したるもの故に梅肉エキスと名づく  
 用法 常にポケットに入れ置き渴を覺ゆるとき俗に云ふ雀の涙程づゝ之を  
 口中に含むときは忽ち唾液を生して渴を治し精神自から爽快なるのみならず  
 又防疫の効ありとぞ

第十一 名譽の表彰

三十七年五月より各出征者の門戸には左の標札を(恤兵會に於て製作す)掲出せし  
 めて其名譽を表彰し兼て訪問者の便に供したり



出征軍士

從軍者の分

忠烈無窮

戦病死者の分

凱旋後の出征軍士の分の如く改正して忠烈無窮の分と同じく永久に及ばしめんとす

從軍之章

凱旋者の分

又傷病者に對し御思召を以て 皇后陛下より御下賜相成りたる御菓子料並に襯衣の交付其他勳章等の傳達には其都度相當の式を用ひて本人に交付したり 御菓子料並に襯衣を賜はりたるは左の十九名なり

- |       |       |      |
|-------|-------|------|
| 永井幸四郎 | 小林辰之助 | 小林村作 |
| 西澤松藏  | 深澤万之助 | 北澤雄了 |
| 戸谷玉吉  | 村田常作  | 瀧澤千平 |
| 太田龜吉  | 宮川貞次  | 關昇太郎 |
| 上石梅作  | 高浪筆治  | 塚田濟治 |
| 小出和兵衛 | 木藤金重  | 杉崎佐作 |

宮本貞三

三十九年四月八日はより先客年十一月三日多年教育に盡瘁したる渡邊敏氏に對し文部省より小學校教育功績狀を授與せられたるを以て本市の有志者七十五名發起者となり之が表彰祝賀式を城山運動場に舉行し且つ城山館に祝宴を開き以て參會せるもの無慮五百餘名頗る盛會なりき當日特に作りたる先生の功績表彰祝賀式唱歌を左に掲げて以て永く名譽の紀念とせん

其一

武藏野の月影くらく 陸奥山にふきあれし

旗手のるせもをさまりて、文の林に分け入れど

國のやぶれて家もなく ひどへにうすき栲ふすま

幾とし月の物學び 世になり出し初めなり。

其二

信濃の山の春秋を 十年二十年大町に

長野の市の教育に 心を盡し身を碎き、



進み行く世にれしなべて 學ばぬものゝあらんやと、  
そのむきくに從ひて 教への業を初めたり。

其三

君がいさをは早くより 四方に聞えて世にしるく、

文部省も去年の冬、 殊にあらはしほめたまひ

そをさく人もうらやみぬ。 安積の山の山松の

木高き影は千代八千代 萬代かけて榮へなん。

第十二 紀念公園の戦時紀念

起原 明治三十三年五月十日 皇太子殿下御婚儀の事あらせらるゝや本市の有  
志者城山館に相會して祝賀會を開き賀表を上り且つ御慶事を紀念として公園を  
設置せんと鈴木市長の發議に何れも同意を表し次て全年十月二十四日市會は先  
づ從來の長野公園地に附屬せる市有地を基とし此に接續せる土地を買入れ其經  
營の費用は之を有志の義捐金に仰んことを議決し其後委員十八名の盡力に依り  
忽ち豫期の金額に達したるも市會は尙其完備を期せんが爲に市費若干を出して

之を補助するに決したり

三十五年五月二十三日偶 皇太子殿下本市に行啓あらせられ御手ずから三株の  
黒松を園中に植ゑさせられたるも畢竟之が爲にして爾來翠光綠影長へに御代を  
祝ふに似たり

三十四年十一月工を起し三十六年五月に至て成る此月十日は恰も 殿下御慶事  
の第四週年に相當するを以て特に此の日をとし盛なる開園式を舉行したり  
坪數及經費 現在の坪數は八千五百五十餘坪にして之に費し工費は三十七年度  
までに合計壹萬四千六百餘圓なり

園内の建設物 信濃招魂社(前項に詳記せり) 武徳會演武場及城山館等あり  
位置及形勝 天文年中村上義清の部將横山信濃の居城たりし遺址即ち城山の南  
より西に亘りて南面傾斜の丘陵を利用して經營したるものにして北は道を隔て  
と縣社に接し西は道を挟みて城山小學校に境す東南は所謂善光寺平にして眺望  
に富み五郡一望の稱あり犀川及川中島の古戰場亦指點すべし湯福川園麓を流れ  
之に架する祝橋は頗る甲斐の猿橋に似たるあり



時局と本園

明治卅八年三月二十八日北米合衆國博士ハットン氏全夫人博士カ

1110

ツブ氏ハドソン河郵船會社長オロコット氏全夫人全令息世界漫遊の途次本市に  
來りしを以て本縣及上水内郡當局者と共に一行を城山館に歡迎したり其際一行  
中の紐育市西三十九町三十八番地オロコット夫人より長野恤兵會へ金百圓を寄  
付せしを以て之を軍人家族の救護に充てたる外園内に六角の四阿屋一棟を建造  
し永く外賓同情の紀念としたり

又三十八年五月善光寺に於ける日露戰役忠死者大追吊會に來臨せられたる元帥  
伊藤祐亨大將東郷平八郎大將乃木希典中將上村彥之丞四將軍は市長の請を容れ  
て園内に各一株の松樹を手植せられ全園の爲に一段の光彩を加へたり

#### 第四編 戰時ニ對スル社會的現象

##### 第一 祝捷會

三十七年五月八日はより先軍旅順口第三回閉塞を強行し第二軍遼東半島に上陸  
し各方面の勝報荐に臻る是に於て市民後援の氣旺溢きて遂に全市大祝勝會とな

る其概況左の如し

一 午後五時より市民は適宜の服裝にて酒肴を携へ城山に集り目印番號に依り  
各區其集合所に入る

一 第一鈴にて各集合所の前面に整列す

一 第二鈴にて奏樂を始め

一 次に鈴木市長の發聲にて

天皇陛下並に陸海軍萬歳を唱へ終りて再び集合所に入り開宴此際大本營へ會  
長の名を以て祝電を發す日没を待て各自提灯を点じ

一 第三鈴にて音樂隊を先頭に各區番號順に繰出し(目印を先に立て)紀念公園を  
一周して元善町に出で大門町を下り末廣町に到り茲に陸海軍萬歳を唱へて解散し  
當夜は各戸國旗球燈を掲げて景氣を添へ近郷近在より來觀するもの堵の如く頗  
る盛況を極めたり

三十七年九月五日午後六時より旅順口陥落(實際は陥落せず)の報を聞き第二回大  
祝勝會を舉行す各町提灯行列を以て城山に集り此に全市の大團を作り夫より紀



念公園を周り大門町を降り末廣町に到り此に東西に分列して解散せり  
 此夜大本營滿洲軍總司令官各艦隊司令長官及各軍司令官へ祝電を贈りたり  
 三十八年三月十四日午後一時第三回全市大祝勝會を舉行す當日は信濃招魂社開  
 扉參拜大本營及滿洲軍總司令官へ祝電祝文を贈る此の月十日我軍奉天を占領せ  
 るを以てなり後陸軍省は此の日を以て陸軍紀念日と定めらる  
 三十八年六月一日第四回全市大祝勝會を紀念公園に開催し併せて信濃招魂社祭  
 典を行ひ聯合艦隊司令長官へ祝文を贈る是れ五月二十七日の日本海大會戰の全  
 勝を祝せんが爲なり後海軍省は此の日を以て海軍紀念日と定めらる  
 當日は全市國旗球燈を掲げ又各區思ひ／＼の餘興を催して市中をねり歩き晝夜  
 烟火を打揚げ紀念公園には萬國旗其他の裝飾を施し甚だ盛況なりき  
 其他各學校諸會社に於て提灯行列等を單獨に舉行せしこと尠なからず  
 三十八年六月九日より二十二日迄二週間長野縣會議事院内に戰利品展覽會を開  
 設せらる本市は其費用を分担して聲援をなせり  
 三十八年十一月十四日停車場前に建築中の凱旋門工事成る三輪村馬場磯松氏の

設計に係る是れ平和克復漸次凱旋する軍人を歡迎せんが爲なり凱旋門の電燈は  
 十燭光十五個二十四燭光二個にして長野電燈株式會社の寄附せるもの即ち落成  
 の當日より三十九年七月十一日に至る八ヶ月の期間なり  
 軍隊の夏服は従來白色なりしが今は皆カーキ色となり威風堂々沿道を壓し  
 凱旋し來るを見る是れ白色は敵をして明に其所在を知らしむるの不便あるを  
 以て斯役よりは茶褐色に改められたるなり此の色は「カーキ」染と稱し「トラン  
 スパール」戰役の際始めて採用したるものにして望遠鏡を用ふるも三千メート  
 ル以上は空氣の色と同様に見ゆるものなりとぞ

## 第二 戦時の元旦

新年は國家典禮の節なり人事更始の期なり社會和樂の日なり何れの國家にても  
 新年を祝するの儀式あらざるはなく何れの社會にても元旦を樂むの風俗あらざ  
 るはなし新年は獨り生活の戦場に成功したる優勝者の祝節にあらずして又生活  
 の戦場に敗北したる劣弱者の祝節なり新年は常に親戚友人と共に和樂すべき家  
 庭的祝節にあらずして敵人競争者と共に和樂すべき社會的祝節なり



されど其の禮式作用に至りては年と共に之を新にし世と共に之を改むるを要す  
 江戸詰の諸侯が束帶を着けて登城したるは徳川幕府に於ける新年の典禮なり有  
 位有爵有勳の人々が大禮服を穿ちて參賀するは明治聖代の典禮にして時勢自か  
 ら然るなり歐米人の新年を祝するや多くは教會に於てし支那人の新年を祝する  
 や吉祥の對句を門頭に貼し邦人の新年を祝するや屠蘇門松を用ふ風俗然るを期  
 せずして自から然るものあり近時各都市に新年祝賀會催されて一堂の下相共に  
 聖代を壽くの風漸く盛ならんとす我が長野市に於ける新年名刺交換會の如き其  
 名稱の適否は暫く措き未だ長野町たる往年に於て城山小學校に式場を設け各自  
 隨意に登校して御眞影を拜し名刺を交換したるものあるも是れ只互に廻禮する  
 の煩雜と名刺を投入するの虚禮とを改めんとしたるに止まり未だ眞個に自治  
 制裁の下は貴賤貧富共に聖代を謳歌するの機關と爲すに足らず是に於て乎更に  
 一步を進めて三十四年より公會場たる城山館に於て豫め名刺を一覽表に製して  
 當日之を配付し以て相互の便に供し且つ式後祝宴を開くこととなり殊に戦時の  
 新年には出席人員に於て平時に大差なきも氣焰大に揚り其の光景自から引立ち

て見えにき今初年以來毎回の出席人員を擧ぐれば左の如し

年次	出席人員	年次	出席人員
明治卅四年	三九三	全三十七年	五六三
全三十五年	不詳	全三十八年	四四八
全三十六年	四四七	全三十九年	四四一

第三 戦時の出版物

市内に於て戦時に關し新刊發賣したる圖書の名稱を擧ぐれば左の如し

- 一 征露軍歌
- 一 國民唱歌大國民(以上河原三平)
- 一 軍人家庭繪はがき
- 一 東郷大將肖像
- 一 戦利品圖繪(以上前田駒吉)
- 一 赤 誠
- 一 表情的動作遊戲祝捷行進
- 一 戦地パノラマ地圖
- 一 小供はがき
- 一 大山元帥肖像
- 一 滿韓地圖及地誌(信濃新聞社)
- 一 戦勝國民紀念之寶典(以上長野新聞社)

思ふに戦争は一時の出來事なり人情之に狂して意を此の一点にのみ注ぐは固よ



り吉兆にわらず各其の志を守り邦家の趨勢を正當に判斷し戦後の畫策に従事すべきなり時局に關して出版物の餘りに多からざりしは寧ろ本市の爲に賀すべきに似たり

### 第五編 戦争の物價其他に及ぼしたる影響

#### (一) 物價の影響

戦争の影響が物價の上に如何なる變動を興へしや其の變動の程度は果して幾何ありしやを見んには戦前と戦時との物價を對比して之を察するを便利なりとす依て長野商業會議所の調査したる三十六、七、八年の比較を見るに

	食料品	衣料品	原料品	平均
三十六年	一一一	一〇〇	九二	一〇〇
三十七年	一二四	一〇九	九五	一〇八

此の如く三十七年に於て何れも昂騰の結果を表はしたる所以は固より事情複雑にして一概に之が原因を指摘すべからずと雖も蓋し其主なるものは戦争の爲

に軍用品の大需用起りて需要供給の二者之が平衡を保つ能はず勢ひ此の昂騰を現はすに至りたるは當然のことにして随つて代用的貨物より一般商品に至るまで之が影響を及ぼせしものなるべく其他戦争に伴ふ増税、新税の發布及專賣法の實施等も直接又は間接に之が原因たること争ふべからず且つ戦時に於て増税に公債に後援事業に多くの費用を供出する人民は自然に節儉に傾き其結果自から不景氣の聲を聞くは亦免るべからざる所なるも而も是れ戦時經濟の初期に於て一部失業者の外一般には實際格別の影響ありしが如し況んや一方を顧れば戦争は又同時に幾多の就業者をも生ずるものなるに於てをや要するに本市の如きは其の失業と就業との輪換轉移圓滑に行はれ謂ゆる經濟上の普通状態より戦事状態に急速に移るを得たるのみならず戦争に因りて著しき交通運輸の阻碍を受けず之が爲に物價及商況に大打撃を蒙るに至らざりくなり是れ一は政府に於て成るべく民間に軍資の放散を移めたるにも源因せるものあらんと信ず今左に本市に於ける貨物の發着旅客の出入及新聞紙配布數の戦前と戦時との比較等を掲げて是等参照の一に供せんとす



(二) 長野市發着貨物調査表

本表を長野市發着貨物調査表と稱するも其の荷車若しくは牛馬に依り運搬せられたるもの即ち近在隣郡の間に於て出入したる貨物を除き鐵道便に由り運搬せられたるものふみを調査したるものにして鐵道作業局長野驛の調査を根基としたるものなり

發送貨物	同 賃金	到着貨物
三十八年中	一五、〇六一	三、二九六一
三十七年中	一、〇三三	三、五七〇
三十六年中	三、二四五	三、五五

(三) 長野市出入旅客調査表

前には長野市發着貨物調査表を掲げたりしが今又鐵道作業局長野驛の調査を根基とし長野市出入旅客に關する事項を掲出せんに本表は専ら瀛車便に依り出入したる旅客を調査したるものにして人車或は徒歩に依り往來したるもの及瀛車便に依るも吉田驛より出入したるものは總て之れを除算したるものなり

年	乗車人員		降車人員	
	員數	賃金	員數	賃金
三十六年	三〇一、五九九	一八五、商〇、七七〇	三、八、三三	
三十七年	三三四、八六六	一五、五九、二六〇	二、四、二五	
三十八年	三四三、五四五	一五、一〇七、〇九〇	二、五、九八	
三十九年	二九五、一四九		三、二、七六	

(四) 戦前戦時新聞紙發刊數の比較表

新聞紙名	區 別	
	最多ノ月ニ於ケル平均一日發刊數	最少ノ月ニ於ケル平均一日發刊數
信濃毎日新聞	戰時前 壹万五千部	戰時 貳万七千五百部
長野新聞	戰時前 貳万貳千四百部	戰時 壹万九千七百部

(五) 出生數の比較表



年	男	女	計
三十六年	三九〇	三七五	七六五
三十七年	三八三	三八七	七七〇
三十八年	三八一	四〇二	七八三
三十九年	三八一	三七四	七五五

本表は本市に本籍を有するものに限り調査したるものなり而して年々多少の増加あるを常とするにも拘はらず三十九年には前年に比し二十八人の減少を見る是れ亦戦時の影響に歸せずんばならず

### 第六編 凱旋祝賀會

三十九年七月十一日出征中の軍人悉く凱旋し終りたるを以て爰に祝賀會を開催せり先づ豫め事務分掌規程を定め市役所吏員中より庶務掛三名準備掛四名調査掛五名接待掛五名式典掛三名物品交付掛八名園遊會掛三名會計掛三名を擧げて之れに當らしむ其方法大略左の如し

#### 一 參集

- (イ) 午前八時一發の煙火打揚げを以て在郷軍人及遺族は各出場の用意をなす
- (ロ) 午前八時十五分二發の煙火打揚げを合圖に在郷軍人は鍋屋田學校運動場なる集合所に參集す(遺族は別に城山館なる遺族休憩所に參集す)

#### 二 行軍

- (イ) 午前九時指揮官(陸軍將校)の號令に依り二列の隊伍を作りて集合所を發し別紙圖面の如き順序順路を以て凱旋門及招靈門を通過する市内行軍をなす

#### 三 信濃招魂社及善光寺參拜

- (イ) 信濃招魂社に詣り總代を以て玉申を捧ぐ(遺族は案内より豫め社頭に列す)
- (ロ) 次に善光寺に詣り總代を以て焼香を行ふ(遺族は案内に依り豫め内陣に列す)
- (ハ) 右終りて城山運動場なる凱旋祝賀式場に到る

#### 四 式の次第

- (イ) 奏樂 唱歌(學校生徒)
- (ロ) 凱旋軍人に對する感謝狀朗讀(鈴木恤兵會長)



(一) 凱旋軍人萬歳を三唱す(恤兵會委員の發聲)式終る  
五 物品交付

(イ) 次に各凱旋軍人へ感謝狀、紀念品を渡す

(ロ) 次に折詰及瓶酒を渡し紀念公園園内にねでん、麥湯、せんべい、だんご、氷の模擬店を設けありに於て園遊會を開き各歡を盡して解散しより  
當日鈴木恤兵會長の朗讀せし感謝文左の如し

感謝狀

曩に我帝國が隣邦と干戈を交ふるに當り現席に列せらるる軍人四百有餘名の諸君は蹶然召集に應じ各方面に出征せらるるや、意氣既に哈爾濱を呑むの概あり、宜なり陸に海に戦ひて克たざるなく進みて取らざるなし、敵國爲に震懼し列強爲に畏敬す豈に盛ならずや  
抑、三十七八年戦役は前古未曾有の大戦たり、諸君は實に曠古の戦役に從ひて、國民の特性を發揮せ、内は國民の自信を固うし、外は國威を世界に伸べ、以て永く東洋の平和を維持せんとす、豈に亦偉ならずや

嗚呼、諸君は二星霜の久しき寒暑を冒し生死の間に出入して一に公に奉ず、其勞其功の多大なる吾人は實に滿腔の誠意を以て之と感謝せざるを得ず、且つ本市の人士が終始後援の事に從ひ、克く留守國民たるの分を盡されたるも亦吾人の深く感佩する所なり

今や平和克復征行の軍士皆凱旋せらるるに際し、我長野恤兵會は本日凱旋祝賀の會を舉行す、而も一たび諸君の戦友中逝きて歸らざる三十餘名の勇魂あるを追懷するときは、轉感慨に堪へざるものあり、故に先づ遺族諸君と共に招魂の社に拜し、追吊の堂に詣り、然る後凱旋祝賀の典に及ぶ、其禮は薄しと雖も、其志は則ち厚し、諸君請ふ幸に諒せられんことを敬みて、茲に感謝の誠意を表し、併せて來會せられたる諸君の厚意を謝す

明治三十九年七月十一日

長野恤兵會長 長野市長鈴木小右衛門

第七編 戦時に對する個人の行爲



(一) 家庭

氏始め甚十郎と稱し明治三十七年十月嚴父太七郎氏の隠居跡を相續し次て亦嚴父の名を襲ぎ太七郎と改む嚴父廣氏元太七郎は前年長野市收入役の職に在ると數年頗る令名あり長野市に在つて増屋金物店と云へば人皆之を知らざるなく門地資産共に市内有數の商家たり

氏の一家は店員僕婢を合はせて總て二十餘人此の多き主従を以て常に和氣霽然たる「ホーム」を作れり氏は謂ゆる獨息子なるを以て幼時兩親と祖父母との掌上に成長し小學校は通ふの外古法帖を習ひ漢籍を修め且つ音樂を好む二十餘歳にして妻愛子を迎へ五男二女を擧げ長男友雄氏は久しく早稻田大學に學びたり氏不幸にして本年一月令妻を亡へり

(二) 性行

氏自から謂らく吾は幼より冷飯を喰はず我儘に成長せり故に今日丁稚の仕事をも試み其の辛勞を察せざるべからずと常に粗服を着店員等を助けて荷物を運搬し灑掃を爲し常に隱徳を施して政界に出づるを嫌へり曾て貧人の飢餓に泣くものあるを聞き夜に乗じて親から白米を負ひ其家を尋んとして彷徨す犬あり頻りに吠ゆ隣人怪て窓に之を窺へば氏なりしとぞ又往々被惠者の全家に來りて謝辭を述ぶるあり家人其何の故たるを知らず其挨拶に窮すること屢なり氏が慈惠を施すに家人にも之を知らしめざるが爲なり又途を行くに荷車を坂路に挽くものに遇ふときは必ず後より之れを推して力を添へ與ふ氏の善行概ね此の如し氏亦父母に厚し人に語りて曰く吾の今日ある所以は是れ皆父母の賜なりと先年母の病むや看護至らざるなく晝夜帯を解かず其の途に起たざるに至るや哀極まつて慟哭す至誠の致す所なり

(三) 教育に對する行爲

二十三年十月教育に關する勅語の煥發せらるるや國民道義の根本此に在りとし長三洲に之が揮毫を請ひ額面に印刷して之を遠近に頒てり其頒與の數實に三



萬餘枚に達したりと

一四六

又常に國家の爲に有爲の人物を供給することに心血を注ぎ先年長野育英會なるものを設けて下は小學より上は大學に至るまで有翼の子弟に學費を補給し之が爲に業成りて今日社會の各方面に貢獻しつゝあるもの文學士あり工學士あり辯護士あり官吏あり僧侶あり商あり工あり而して尙現に學校に在りて勉學中のものも之れあり

又長野盲啞學校の如き創立の初より興つて大に力あり今日に於ても其費用補出者の巨額たり

#### (四) 戦時に對する行爲

彼の二十七八年戦役起るや自ら忠君愛國の詩歌を集めて振氣編と題し五千部を印刷して獻納し別に所藏の書籍千三百餘冊を廣島病院に寄贈して傷病兵の慰勞に供し又「欣慰名譽軍人」の六字を染抜きたる手巾を戦地に送り或は之を携へて出征軍人の家を訪問し之が爲二百五十反を費し又或は幻燈器械を購入して各地に講話會を開催し以て人心を鼓舞し家族を慰勞せんとしたり

抑、三十七八年戦役に際しては「梅肉エキス」を製して之に慰問狀を添へ遠く戦地に郵送したるもの約二万三千個而して之を製するには出征軍人家族中の困難者數十名を家に招きて晝飯を供し且つ一日一人金貳拾五錢づゝの工賃を給したるが如き若夫れ是等の費用を通計するときは蓋し數千圓の巨額に上るべし  
梅肉エキスは氏の母の昔陣中には必ず之を用意したるものなりとて年來少許づゝ之を製して貯置きたるを偶、二十七八年戦役起るに際會して之を出征者に送らたりしに頗る好評を得て續々購求し來りたるに大に喜んで日露戦役には特に多額を製して頒與したるなり而して梅肉越幾斯とは長野恤兵會が紀念公園の梅實を以て製造し戦地に送りたるるとき仮に命じたる名なり  
要するに氏の如きは滔々たる世の紳士と自から異なり克く己を制して他を助くるもの其窮乏を救ひ人物を養成し以て社會に貢獻せると決して少ならずとす

長野市東町四十四番地

士族 渡邊 敏氏

弘化四年正月廿八日生

一四七



氏は元二本松藩士にして明治八年十月東京師範學校に於て小學師範科を卒業し直に北安曇郡大町の小學校訓導に赴任し全十六年十二月教育上勤勞不撓の故を以て文部省より二等賞を受け全十八年一月一旦郷里福島師範學校教諭に轉任せしが全十九年八月本縣に再轉して我が長野小學校長となつ爾來三十餘年上意本県教育の爲に盡瘁し市民も亦善く氏を待てり是を以て氏の言ふ所概ね行はれざるはなほ此道に於て其の功績を論ずるに及ばず

全二十年十二月小學校教科用圖書審査委員全二十九年四月長野高等女學校校長兼任全三十四年十二月長野市立商業補習夜學校校長兼任全三十七年三月鍋屋田尋常高等小學校長等に歴任したり二十九年四月長野縣教育會に於て立派な出陣演説を爲し全三十五年二月廿八日市の有志者相謀り氏が五十五回の誕生自たる本日をお祝いし勤績十五年の祝賀會を城山館に開き以て市民が氏に對する感謝の意を表彰せしが如きこと既に述べた通り一日一人全縣を巡遊するの工賃を命じられたり又三十八年十一月三日二天長の佳節を以て本縣教育勤績狀を文部省より授與せられたるが如き氏が多年教育に盡せし結果にして亦偶然な事なきを知るべし

殊に長野高等女學校の如きは縣下女學校の魁たるものにして本縣の女子教育も亦氏に負ふ所多しと云ふべし其他世の不幸なる盲啞者を普通教育を授けんとせしめては盲啞教育所を設立し女子の服裝を論じては其改良を計り盲啞逸聞の散逸を恐れては清濁なる長野史料を採輯し地震調査會委員としては趣味ある多大の報告を提出せられ又著書としては長野小史理科資料一壘百餘種物の真似等あり將た快活の志氣を鼓舞せんとしては長野軍樂會を組織せり偶時局に際して此軍樂隊が暇病死者葬儀の式場若くは軍隊輸送の停車場に於て晝夜となら風雨となら田舎の吹奏の勞を執りたるが如き其の間接に時局に貢献したるもの亦決して尠なからず

氏は資性率直にして邊幅を飾らず其の人に接するや快活其人を導くや懇篤而して世間毀譽の外に超然たり身体強健齡耳順を過ぎて尙ほ其の讀書修養を懈らす  
嗚呼氏の如きは實に長野市教育の重鎮にして又全國教育者の模範ならんばあらず



長野市大門町六十五番地内一番

平民 高坂金太郎氏

安政五年二月二十七日生

(一) 出征者に對する行爲

氏は日露戰役に際して最も奔走したる一人にして凡そ市内より出征する者あるときは必ず其家に就て何角之が注意を加へ家人を慰め長野市役所及恤兵會との間に出入し出發の際は之を停車場に見送り壯行の列に加はるを例とす又兵士の歸郷する者あるときは之を停車場に迎へ備ふ等彼此の差別なく個人として頗る奔走せり

(二) 軍人の家族に對する行爲

出征者の留守宅を訪問し貧困者あるときは其情況を長野恤兵會に申出全會が救護施行上の參考に供し又戰病死者は勿論其家族の葬儀には必ず會葬せざることをなし其他家族より戰地に發する書信の代書を爲す等のことも亦尠なからざりき

(三) 軍隊に對する行爲

軍隊の長野驛を通過するや風雨と晝夜とを問はず必ず停車場に到りて縣廳郡役所市役所恤兵會赤十字社愛國婦人會等の犒軍事業を助け又個人若くは団体より軍隊兵士に寄贈する物品の取次周旋をなせり

例せば善光寺大勸進より長野驛通過の軍隊へ寄贈したる御影合計五萬通に上りたる趣なるが是れ亦全氏の手を経て各兵士に配付したるものなり

其他出征者及家族に對する寄贈品の取次をなしたる二三の實例を擧ぐれば

一長野市西後町栗田車之助氏東町高山寛造氏の二名より兵士へ絹ハンカチーフ

貳百枚(價格金九拾圓)

一大門町宮下太七郎氏より出征者へ梅肉參千個(錫入りのもの)

一圓乘院より家族見舞として四つ身綿入五拾着

一德壽院より全上蚊帳貳拾張等なり

(四) 遠征者に對する行爲

遠征者に對する書信又は恤兵品發送等に就ても何角世話をなせり故に或は氏を稱して長野市の軍人世話人と云へり之が爲戰時中は市役所に於ても市の面影を



見ざる日とはなかりしと云ふも宜ならずや

(五) 青年會副會長としての行爲

三十一年本市に長野青年會の創立あるや氏は半老の白髪を以て之が副會長となりたり又紀念公園なる信濃招魂社前に一大石燈籠を建立せしも氏が盡力に成りたるものにして全會の基金八拾餘圓を擧げて之が費用に充て尙其不足を自身及他の有志者に仰ぎたるなり其他善光寺向拜の左側に「禮拜者は必ず脱帽すべし云々」の高札を立て且つ之と同様の印刷物を市内に配布したるが如き氏が靈的觀念の一斑を察知するに難からず

(六) 平素の行爲

氏は二十年前より長野市大門町に於て時計商を營み居れるも開戦以來は殆ど其業務を家人の手に委して自身は常に身勞と時間とを惜まず軍人及其家族の爲に奔走するのみならず時としては老母及娘をも拉して相共に奔走せしむることあり地方新聞の戦況に關する號外の達するや逸早く之を自家の店頭に掲示して公衆に示す地方新聞が往々氏に關する記事を登載して長野名物男の一人と稱する

も亦謂れなきにあらざるなり

## 第八編 在市の各新聞社

### (一) 信濃毎日新聞社

滿韓地圖及滿韓地誌の發行

戦争の初期に於て滿韓地圖の詳密なるものなきを以て該社は地圖及地誌を發行し實費を以て之を讀者に頒てり

戦況の報道

日露風雲の急なるや特に東京に社員を派遣し公報は無論総て戦争に關する事項を發電せしめ常に確實迅速なる號外を配布して讀者に満足を與へたり其戦報の頻々至るに際しては晝夜の別なく一日數回の號外を配布し全社員寢食を忘れて國事に奔走せり又記者を滿韓地方に派遣し親しく戦況を視察せしめ其實況を紙面に於て報すると共に縣下各地へ社員を出張せしめ實戦談視察談を試みて遺族を慰藉し且つ士氣の振興に資する所實に多大なるものありき



新聞紙の寄贈

一五四

出征將士を慰藉せんが爲戰時中陸軍豫備病院及野戰郵便局其他重なる官衙へ  
該社發行信濃毎日新聞を寄贈せり  
軍人及軍人遺族慰藉會

媾和條約成立し應召の將士歸郷したるを以て三十九年四月二十二日軍人及軍  
人遺族慰藉會を舉行せり當日參會せし將士無慮六千餘名長野縣師範學校運動  
場を參集所に城山運動場を式場に城山小學校を辨當及慰藉袋贈呈所に城山館  
を福引品引替所に充つ

陸軍歩兵少佐習田熊吉氏を指揮官に同歩兵大尉本田正夫氏を副指揮官に推選  
し午前十時參集所出發旭町縣町石堂町大門町元善町を経て正午城山式場に達  
す

軍人遺族は老若男女多かりしを以て別に高坂金太郎氏指揮の下に直に城山館  
に至る

正午軍樂隊の吹奏と共に副社長水品平右衛門氏慰藉會開會の趣旨を述べ習田

少佐軍人を代表し答辭を朗讀し知事代理小早川事務官聯隊區副官北村大尉及  
衆議院議員立川雲平氏等の演説ありて式を終るや餘興の幕は直に開られたり  
正面の舞台に於ては手踊、劍舞、茶番、曲、清國人の奇術を行ひ更に擊劍場相摸場  
を設け飛入勝手を以て其技を戦はせり

朝來有志の寄贈に係る煙火を打揚げ以て當日の行を壯にす尙參集せし數千の  
將士には各辨當と慰藉袋とを贈れり

慰藉袋は紀念として該社が微衷を致せしに此舉四方に傳はるや物品の寄贈山  
をなし爲に最も趣味ある慰藉袋を頒つを得たりとぞ

刀劍及時計等の寄贈品は別に福引を以て公平に之れを參集者に頒ちたり

(二) 長野新聞社

恤兵品の寄贈

卅八年三月中縣民中の篤志者一千七十一人團體三百八十七体を勸誘して金八  
千百六拾壹圓七拾八錢五厘を募り該社も亦若干金を投して日露戰役紀念書簡  
箋五十四万四千百十九個を調製し陸軍恤兵部の檢閲を経て在外將卒十萬八千



餘人二人五枚袋入一箇宛に送付したるに其喜び多大にして幾千軍士より送り越したる謝状は積で山をなせりと(詳細は全社發行の赤誠と題する冊子に在り)軍資金、恤兵金、惠恤金の献納

是れ又縣下篤志家を勸誘し諏訪郡平野村小口善重氏より陸軍恤兵金百五十拾圓同小口組製糸場事務員工男女一同より百六十拾七圓七拾錢、小縣郡縣村小野利右衛門氏より陸海恤兵金各百五十拾圓、上伊那郡中箕輪村瑞穂館木下製糸合名會社工男女一同より陸軍恤兵金百拾圓、全矢嶋社製絲場工男女一同より陸軍恤兵金百圓、諏訪郡平野村製絲業小口村吉氏より陸軍恤兵金百圓、全今組製糸場工男女一同より陸軍恤兵金百圓、其他合計金千百貳拾六圓九拾錢を集めて納付したり時局中新聞紙寄贈

各軍兵站病院、陸軍豫備病院、日本赤十字社、第四十四救護班、野戰郵便局、第一師團各隊等へ終局まで長野新聞數葉づゝを寄贈して軍隊其他志氣の發奮と傷病者の慰藉とに努めたり

本社  
の寄附寄贈金

陸軍傷病者戰死者遺族救護金へ拾七圓貳拾五錢、軍人遺族救護會費へ參圓八拾七錢、忠死者追吊會長野市協贊會費へ七圓、陸軍恤兵部へ拾圓を始め各恤兵會等へ寄附寄贈をあしたること舉げて數ふ可らず

戰爭中の新聞發行費

増加金七千八百九拾七圓六拾五錢六厘、これ皆戰時電報に依りて毎日數回多きは一日七回の號外を發して廣く縣下に頒ちたるの費額とす

(三) 佛都新報社

三十九年十月十四日佛都新報社は戰死軍人子弟慰安會を市下往生寺なる城生館に開き參會の子弟へは辨當菓子慰安袋、紀念寫眞等を分與し終日の娯樂を興へて慰めたり

第九編 各種の團體

第一 長野恤兵會

長野恤兵會は明治二十七年の創設にして全市の戸主を義務會員とし、毎年金三錢



を醸出して之が資金に充て新兵の入營に際し大旗を贈り停車場に壯行し歸郷には之を停車場に迎へ慰勞金を與へ來れり然るに従來の會則は二十七八年戦役の際に設定せるものにして殆ど今日に適せざるものあるに至れるを以て三十七年十二月六日會則を改正し全時に施行細則を設定すること左の如し

長野恤兵會々則

第一章

第一條 本會は義勇奉公の氣象を發揮し兼て隣保相扶の情誼を助長するを以て目的とす

第二條 長野市に居住する戸主は總て義務會員とし本會を組織す

第三條 本會は長野恤兵會と稱す

第四條 本會の事務所を長野市役所内に設く

第二章

第五條 本會は委員會の協議を経て左の事業を執行す

一 行軍入營又は満期除隊解隊となりたる兵士の送迎

二 戦時従軍者平時服役者の功勞表彰

三 従軍者又は其家族の慰問救護若くは吊慰

四 従軍死者の葬儀法會又は招魂祭

五 祝捷又は凱旋式

六 本市を通過する軍隊及傷病兵等の慰問

第六條 前條第三號の救護は本人死亡し又は歸郷し若くは特別の事由あるときは之を廢止す

第三章

第七條 本會に左の役員を置く

會長 一名

副會長 一名

會計主任 一名

常設委員 七名

評議員 若干名



幹事 若干名  
事務員 若干名

會長ハ市長に副會長は助役に會計主任は收入役に評議員は市會議員に幹事は區長に事務員は書記に囑託し常設委員は評議員會に於て名譽職參事會員より二名市會議員より三名市の公民より二名を選舉す  
公民より選舉したる常設委員の任期は滿四ヶ年とす  
者缺により就任したるものゝ任期は前任補の任期に據る

第八條 戰時に在りては委員會の議決により臨時委員を囑託することを得

第九條 評議員會及委員會の會議は普通會議の例に據る

第十條 役員の職務左の如し

會長ハ本會を代表し又會務を總理す

副會長は會長を補け會長事故あるときは之を代理す

會計主任は出納を掌理し又委員會に參與す

常設委員及臨時委員は委員會の議員となり會務を商議す

評議員は評議委員會の議員となり本會の組織に關する重要な事件を議定す

幹事は其受持區内に屬する會務を處理す

事務員は會長の指揮を受け庶務に従事す

第十一條 本會の役員は名譽職とす但事務の狀況により實費若くは手當を支給することあるべし

第四章

第十二條 本會は篤志者の義捐及毎年義務會員より醸出する金參錢を以て其資金に充つ戰時に在りては特に篤志者の義捐を要むることあるべし

第十三條 本會の資金は委員會の承認を経て利殖の方法を計るものとす

第十四條 本會の會計年度は毎年七月一日より翌年六月三十日までを一年度とし収支決算は年度經過後二ヶ月内に之を報告す

第五章

第十五條 入營又は召集により出發し若くは滿期除隊解隊により歸郷するときハ豫め其日時を本會に報告すべし



第十六條 本會に對し特に功勞あるものは委員會の議決により其名譽を表彰することあるべし

第十七條 本會役員には徽章を交付す

第十八條 本則は明治三十七年十二月六日より施行す

明治三十七年十二月六日改正

長野恤兵會則施行細則

第一條 委員會の執行する事業は總て本則の規定に従ふ但本則に規定なきものは其都度委員會の議決する所に據る

第二條 軍隊到着し又は通過するときは輜軍壯行等機宜の施設をなすものとす  
第三條 入營召集又は満期除隊解隊のときは日時を幹事に通知し戸毎に國旗を掲げ送迎の意を表せしむ

第四條 平時入營者には送旗一旒を戰時應召者には金貳圓を餞す

第五條 戰時に在りては時々從軍者を慰問し又其家族にして生計窮迫のものには左の方法により之を救護す

一 現金の給與

二 生業の扶助

三 現品の供給

四 施療

前項第一乃至第三の金額は一ヶ月金壹圓以上拾圓以下とす

第六條 救護は左の事項を審査し其方法及程度を決定す

一 資産の概況

一 扶養義務者又は親屬に於て救護すること能はざる理由

一 扶養義務者親屬其他の者より幾分の救助を受くる者に付ては其金額若くは現品の品目數量

一 家族の現在員數並に各自勞役の能否

一 應召前及其後に於ける生活の狀況

第七條 前條の救護を要せざる家族には一ヶ年金拾圓以下の慰問金を贈與す

第八條 疾病に罹り又は死歿したるときは左の範圍内に於て其金額を査定し吊



慰料を贈與す

第一 平時服役者

- 一 疾病又は傷痕により除隊となりたるもの金貳圓以上拾圓以下
- 二 疾病に罹り死亡したるもの金五圓以上貳拾圓以下
- 三 公務の爲め傷痕を受け又は公務に起因して死亡したるもの金拾圓以上五拾圓以下

第二 戦時従軍者

- 一 疾病又は傷痕により除隊となりたるもの金五圓以上五拾圓以下
- 二 戦地に於て戦死又は病歿したるもの金貳拾圓以上百圓以下

第九條 戦地に於て疾病に罹り又之傷痕を受けたるときは直に慰問として金品を贈與し又戦死若くは病歿したるときは其家族を慰問す

第十條 従軍中戦死若くは病歿したるもの肖像は紀念の爲め本會に保存す

第十一條 軍務に従事したるもの版郷したるときは左の範圍内に於て其金額を査定し慰勞金を贈與す

一 戦時従軍者金貳圓以上貳拾圓以下

二 平時服役者金壹圓以上拾圓以下

第十二條 軍功若くは成績良好なるもの歸郷したるときは左の範圍内に於て其金額を査定し彰功金を贈與す

一 戦時従軍者金五圓以上五拾圓以下

一 平時服役者金貳圓以上貳拾圓以下

第十三條 第八條第十一條第十二條の各條項に該當するものあるときは其金額の最も多きものより從ひ査定す

第十四條 従軍者の家族にして死亡したるときは香花料として金貳圓を贈與す但救護を受くるものあるときは金五圓以下を贈與す

第十五條 戦地に於て戦死又は病歿したるものは本會に於て葬儀又は大法會を營み尙毎年一回招魂祭を行ふ其施行順序は委員會の決する所に據る

第十六條 葬儀又は大法會若くは招魂祭を執行するときには本會役員は力めて其式に參列すべし



第十七條 戦時に在りては臨時祝捷會を開き又從軍者全員歸郷するときは凱旋式を執行す

第十八條 從軍者及戦死者の家門には門標を贈り之を表掲せしむ

第十九條 市内に軍籍を有せざる居住者にして戦時召集に應じたるものあるときは當該幹事之を取調速に本會に報告するものとす

第二十條 経費は日計簿を以て其出納を明かにすべし

明治三十七年十二月六日決定

戦時中に在りて専ら奔走盡力せし本會の役員氏名は左の如し

- 會長 鈴木小右衛門
- 副會長 岩田勝義
- 會計主任 羽田定八
- 常設委員 太田義夫 荒井一三 △藤澤長次郎 △笠原十兵衛  
原山太吉 戸谷長太郎 小坂定次郎 増田寅之助
- △北澤啓兵衛 荻原磯右衛門
- 評議員 徳武勇作 水嶋由太郎 荻原要吉 △前嶋元助

- 大久保利兵衛 河原新作 原山太吉 傳田惣八
- 内田慶藏 中嶋惣兵衛 宮川鼎司 戸谷長太郎
- 野澤友八 早川直治郎 宮下芳太郎 荒井一三
- 藤井平五郎 太田義夫 笠原十兵衛 渡邊仁兵衛
- 小坂定次郎 諏訪部庄左衛門 太田權右衛門 北澤三郎右衛門
- 和田金三郎 永井忠右衛門 小林久七 宮澤清兵衛
- 水品平右衛門

幹事及幹事代理者

- 白澤文吉 小林豊治 荒井一三 北澤豊治郎
- 町田利三郎 坂本武助 内田辰治郎 中根長助
- 小林莊三郎 長田新左衛門 伊藤源左衛門 中根源吉
- 佐々木乙吉 早川才助 風間又右衛門 鷺澤平六
- 高松元三郎 山口伊助 原茂兵衛 仁科定助
- 野澤友八 松山聰悟 北澤治三郎 大峽九一郎
- 林貫造 新井多助 河島岩太郎 木藤才作
- 増田寅之助 笹水源藏 清水春三郎 大久保仙太
- 宮澤保吉 花岡儀八 青沼喜八 小林傳兵衛